

総合計画の論点

平成27年10月8日

NPO法人公共政策研究所
水澤雅貴

目次

I．組織の自己規律

II．総合計画の問題点

III．住民意見を反映する仕組み

IV．総合計画の工夫

V．総合計画の論点

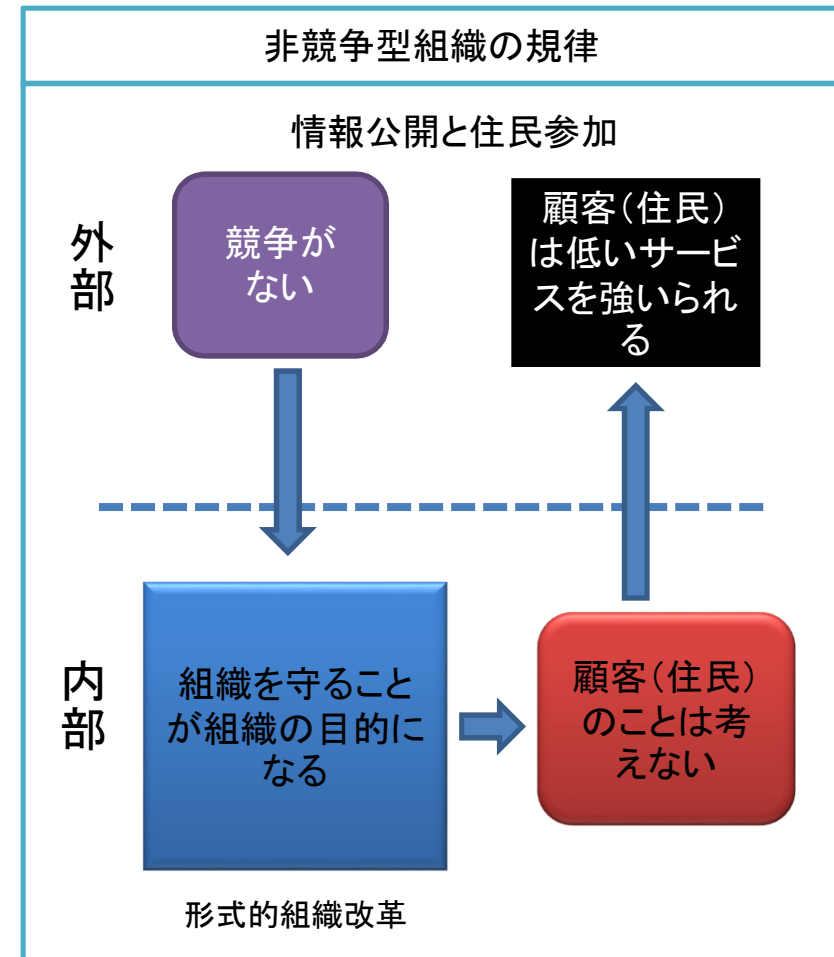
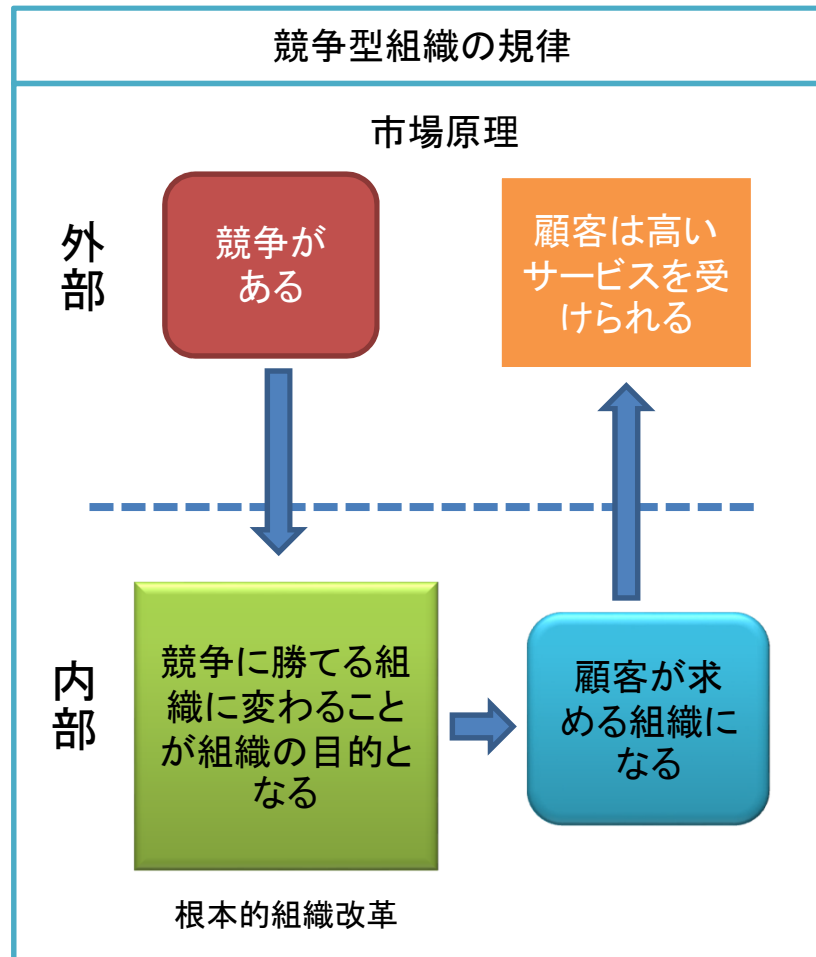
参考とした自治体

●類似事例：芽室町(H30年度)・白老町(H24年度)・栗山町(H27年度)

●先行事例：美幌町(H28年度)・小牧市(H31年度)

(注)()は総合計画開始年度

I. 組織の自己規律(組織をコントロールするルール)



論点1:なぜ、行政の計画は「絵に描いた餅」になるか？

⇒行政職員は責任を問われない
(首長は選挙で責任を問われる)

公共組織の自己規律を維持するためには、住民への情報公開住民参加による外部化(住民の目を意識)がなければ、住民に高いサービスを提供する公共組織の自己規律が保てない。住民への情報公開と住民参加が非競争型組織である行政を住民が求める組織に変える。

Ⅱ．総合計画の問題点

総合計画とは

総合計画とは、自治体が施策・事業を総合的かつ計画的に展開するために、一定の期間(計画期間)を設定して達成すべき目標とそのための施策・事業を定める計画・方針をいう。総合計画は、福祉、環境などの各分野の政策を総合的・体系的に位置づけたものであり、「政策の束」といえる。(＊計画策定そのものが外部化)

市町村においては総合計画の基本部分にあたる「基本構想」の策定が義務づけられなくなり(平成23年4月地方自治法改正)、自治体が独自に条例(自治基本条例)で、総合計画を策定することが必要となった。しかし、それだけ自治体運営に不可欠なものにもかかわらず、条例制定や議会の議決事項の追加が行われていない自治体が多数ある。

旧地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

総合計画の機能

総合計画は、一定の期間を設定してあらゆる分野の政策を対象として計画化することによって、さまざまな機能を発揮する。すなわち、①財源や人材などの政策財源の有効利用を図る、②政策間の関係と優先順位を明確にする、③政策執行の時間的な配分と調整を図る、④縦割り組織を総合化し首長のリーダーシップを機能させる、⑤策定過程を通じて住民参加を保障する、といった機能を有している。総合計画をうまく利用すれば、有効で効率的な政策展開や組織運営が可能になる。

しかし、総合計画に定められても、予算措置が行われなければ実際に事務事業を実施することはできない。また、しばしば夢を求めるあまり地域や行政の現実から遊離し、「絵に描いた餅」になりがちである。これでは、多くの労力と費用をかけて総合計画をつくる意味は少ない。とくに高度経済成長期のような「右肩上がりの時代」が終わり、人口、経済、財政など縮小する「成熟の時代」になった現在、全体に事務事業を増やすことはできない。政策資源が限られた時代だからこそ、政策の優先順位を明確にし、資源を有効利用する必要があるから、総合計画のもつ機能は重要になっている。すなわち、地域の現実を踏まえた「選択と集中」によってメリハリのある総合計画を策定し、これを予算や組織編成に連動させて着実に執行していく必要があるのである。

1. 総合計画の策定根拠

⇒地方自治法の改正により、条例で総合計画の実施や議会の議決範囲を明確化する必要が発生している。

⇒行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、緊急を要するもののほかを除き、総合計画に基づいて実施する。各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図る。

	市町村	八雲町 (17,595人 H27.8末)	茅室町 (19,039人 H27.8末)	白老町 (18,193人 H27.3末)	栗山町 (12,523人 H27.9.1)	美幌町 (20,601人 H27.8末)	小牧市 (153,765人 H27.8末)
	施行日	平成22年4月1日	平成19年3月5日	平成19年1月1日	平成25年4月1日	平成23年4月1日	平成27年4月1日
自治基本条例	総合計画	(総合計画) 第39条 行政は、中長期的な八雲町のめざす姿を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、基本構想及びこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を策定します。また、総合計画を毎年度見直すとともに、その状況を公表するものとします。 2 基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。 3 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。 4 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。	(総合計画) 第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。 2 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、茅室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。 3 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。 4 第2項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。 5 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づきもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。 6 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。	(総合計画) 第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。 2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。 3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進捗管理を行います。	(総合計画) 第25条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。 2 町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。 3 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進捗管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。 4 基本計画は、計画期間中の4年目に、議会の議決により改定します。 5 総合計画は、第28条第2項に規定する行財政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。 6 行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進捗管理を行い、その情報を公表します。 7 町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定にあたっては、総合計画との整合性を図ります。 8 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例(平成25年条例第21号)に定めます。	(総合計画) 第36条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。 2 行政は、基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。 3 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。 4 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進捗を管理し、その状況を公表します。 5 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施にあたって、総合計画との整合性を図りながら進めます。 6 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。	(基本計画及び予算) 第19条 市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を定め、市民及び議会に説明し、必要に応じて見直すものとします。 2 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調整するものとします。 3 議会は、議論を尽くして予算を議決するものとします。 4 行政は、議決された予算の執行に当たっては、適切かつ厳正に行うものとします。

論点2: 右肩下がりの経済成長、少子化による人口減少、高齢化と税収の減少、地域社会の安全安心の維持等社会環境の変化に総合計画(長期的計画)が対応できないのでは? ⇒長期計画が必要か?

2. 総合計画と議会の関係

⇒自治基本条例でのみ規定のタイプ(八雲町・美幌町)と自治基本条例と議会基本条例の両方に規定するタイプ(栗山町)、議会基本条例のみで規定するタイプ(芽室町・白老町)がある。また、議会の議決を規定しないタイプ(小牧市)もある。小牧市は基本計画を首長が策定し、基本計画を議会の議決事項にせず、基本計画を基に策定する予算を議会が議決することでチェックする形態としている。(首長の権限と議会の権限の棲み分け)

⇒総合計画の基本構想(と基本計画)を議会の議決を経て、策定されること⇒議決することは計画にコミット(積極的な関与)すること

⇒議会の議決(関与)が基本構想(8年又は10年)、基本計画(4年又は5年)ではこのような年数に1度となる。(こんな関与で良いのか)実施計画(毎年)は予算の議決により議会の意思を反映できる。決算認定により次年度の予算の議決に議会の意思を反映できる。

⇒総合計画策定過程での議会の関わりは⇒特別委員会での審議、本会議で議決⇒このタイミングで付加価値が付けられるか？(追認のみでは?) 常任委員会で課題出し等議論し、庁内策定委員会と議論することで議会の意思を総合計画に反映する試みが必要?

市町村	八雲町	芽室町	白老町	栗山町	美幌町	小牧市
施行日	平成25年9月18日	平成25年4月1日	平成21年1月1日	平成18年5月18日		
議会基本条例 議会議決		(議決事項の拡大) 第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) <u>芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画</u> (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町庁舎建設基本計画 (4) 芽室町都市計画マスタープラン	白老町議会会議条例 (議決すべき事件) 第7条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1) <u>総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更</u> (2) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (3) まちづくりに関する憲章及び宣言 (4) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止	(法律第96条第2項の議決事項) 第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) <u>栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画</u> (2) 栗山町都市計画マスタープラン (3) 栗山町住生活基本計画 (4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		

論点3: 議会が総合計画(基本構想=理念 基本計画=手段の束)(具体的事業内容がないもの)を議決(関与)することの意味?

3. 総合計画の構成

	八雲町(17,595人 H27.8末)	芽室町(19,039人 H27.8末)	白老町(18,193人 H27.3末)	栗山町(12,523人 H27.9.1)	美幌町(20,601人 H27.8末)
計画期間	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成24年度(2012年)～平成31年度(2019年)	平成27年度(2015年)～平成34年度(2022年)	平成28年度(2016年)～平成38年度(2026年)
	10年	10年	8年	8年	11年
名称	新八雲町総合計画	第4期芽室町総合計画	第5次白老町総合計画	栗山町第6次総合計画	美幌町第6期総合計画
めざすべき将来像と考え方	協働によるまちづくり	みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと 活力に満ちた 協働のまち	みんなの心つながる笑顔と安心のまち	ふるさは栗山です。 [まちづくりの合言葉] ～ 誰もが笑顔で、安心して暮らすまち ～ [まちの将来像]	ひとがつながる、みらいへつながる ここにしかないまち ひほろ
	10年間	10年間	8年間	8年間	11年間
基本構想	<u>基本構想は、新しい八雲町の建設を進め、町の将来の発展及び振興の方向を明らかにし、それを実現するための基本的な施策の大綱を明示するもの</u> です。	<u>基本構想は、10年後の本町のあるべき姿としての将来像と、それを実現するためのまちづくりの基本目標と政策(施策の大綱)を示すもの</u> で、実施計画や実行計画の基礎となるものです。	<u>基本構想は8年後の平成31年(2019年)を目標年次として、まちの将来像を定め、その達成に向けたまちづくりの基本方針や施策の体系を定めます。</u>	<u>基本構想は、まちの将来像や重点政策方針、分野別政策の基本方針など、まちづくりの基本目標を定める</u> ほか、計画の財源(町財政の見直し)、改定・見直し手続きなど、計画の運用に関する基本ルール等を定めるものです。	美幌町内外の現状、全体的な <u>町の課題</u> をふまえ、計画期間内に町の <u>めざすべき将来像や、まちづくりの目標などを定めています。</u>
	前期基本計画(5年)後期基本計画(5年)	前期実施計画(5年)後期展望計画(5年)	基本計画(8年)必要に応じ中間年度で見直しできる	前期実施計画(4年)後期展望計画(4年)	前期基本計画(3年)中期基本計画(4年)後期基本計画(4年)
基本計画	<u>基本計画は、基本構想に基づき具体的な町行政の方向を明らかにするため、行政経営の具体的な施策を明示するもの</u> です。厳しい財政状況の中、的確な財政見通しのもとに実行性のある計画とします。	<u>実施計画は、基本構想に示した将来像や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標(指標)を定めたもの</u> です。	<u>基本計画は、「構想」で示されたまちづくりの実現をめざし、重点的に行う施策と分野別の施策目標、基本事業を明らかにするもの</u> で、本町のまちづくりの運営の基本的な指針となります。	<u>基本計画は、分野別政策の基本方針に基づく施策・計画事業を定めるほか、重点政策方針に基づく分野横断的な重点プロジェクトを定めるもの</u> です。	まちづくり分野ごとに、現状と課題を示したうえで、 <u>基本構想を実現するために取り組む内容</u> を示しています。
	3か年とし、毎年ローリング(1年ごとの見直し)	実行計画は3年間分を毎年度作成	実施計画(3年)	毎年度(1年ごと)の事業評価・予算編成で見直しを行います	実施計画(毎年、向こう3年間を見直し、内容を更新します)
実施計画	<u>実施計画は、基本計画に基づき具体的な事務・事業を明示する短期のプログラム</u> です。基本計画に掲げられた施策の実現を図るため、 <u>財政計画との整合性を図りながら、実行性の高いものを掲載</u> します。	<u>実行計画は、実施計画で定められた施策について、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたもの</u> です。毎年度見直しを行うローリング方式により、 <u>予算編成をはじめ本町の経営方針の指針</u> となります。	<u>実施計画は、「基本計画」で示された施策を実現するために個別事業の内容や実施期間を明らかにして、まちづくりの取組と行政運営具体化する</u> ものです。社会や経済の変動に適切対応できるよう3か年度を計画期間として毎見直しを行うローリング方式により策定します。	<u>進化管理計画</u> は、基本計画における個々の計画事業の進捗を適切に管理するため、 <u>年度別の事業計画(事業内容と事業費)や、財源構成等を記載した詳細の政策情報</u> であり、毎年度、事業評価の結果等を含めて公表するものです。	「基本計画」で示した <u>内容(施策)を具体的に進めるための内容(事務事業)</u> を示しています。

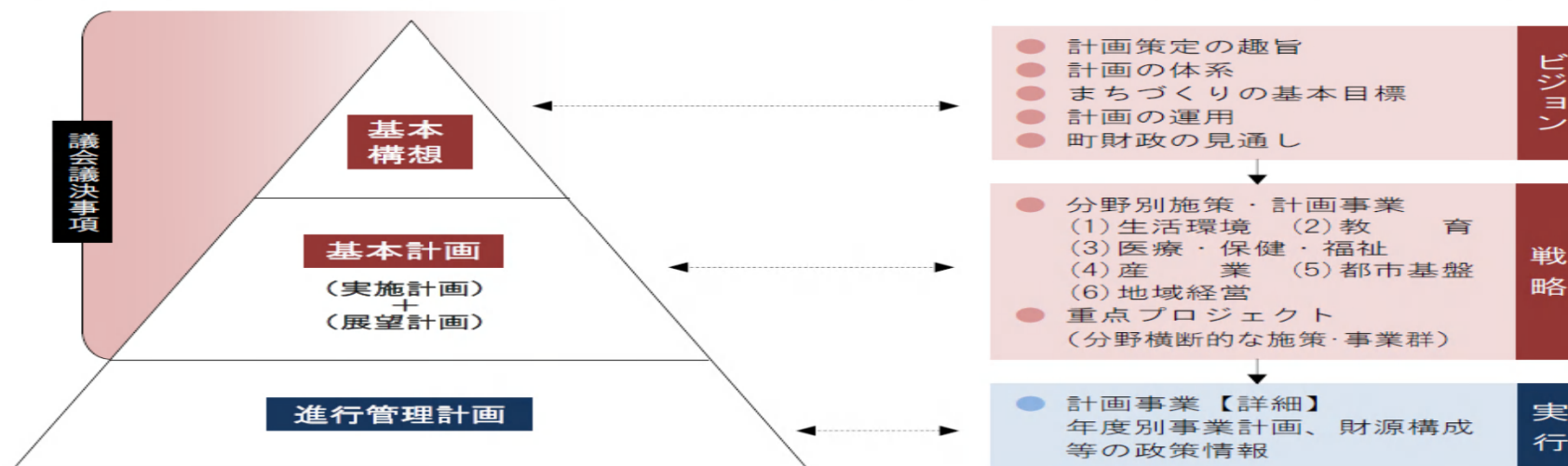
論点4: 基本構想・基本計画と毎年の実施計画との不連続性(基本計画に具体性がない)がある。

⇒基本計画(施策)に(主な)事務事業を記載することで、不連続性を解消する。

(参考)栗山町第6次総合計画の構成

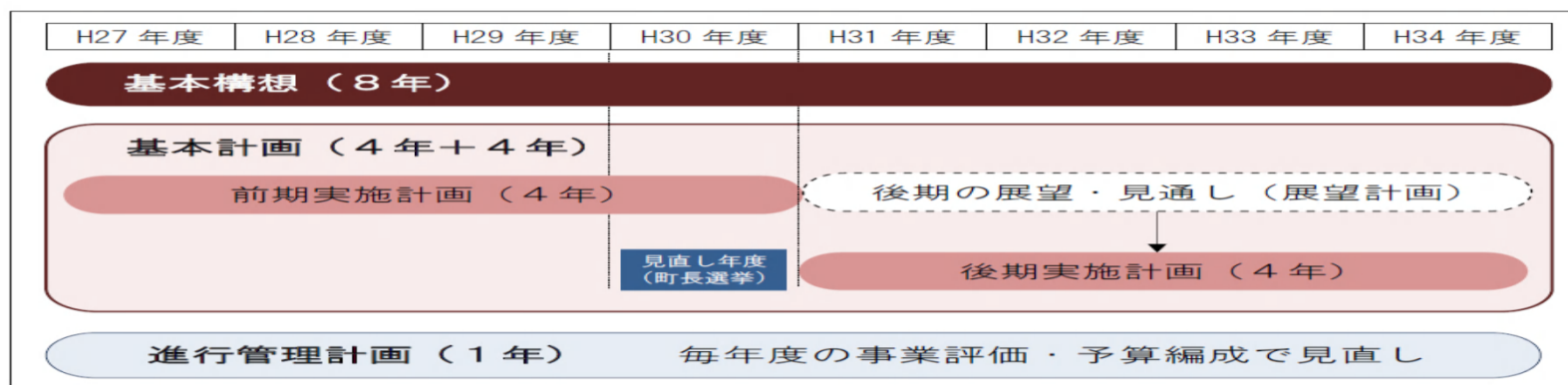
(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「進行管理計画」の3層で構成され、このうち、「基本構想」と「基本計画」の策定・改定・見直し等は、議会の議決の対象となります。



(2) 計画の期間

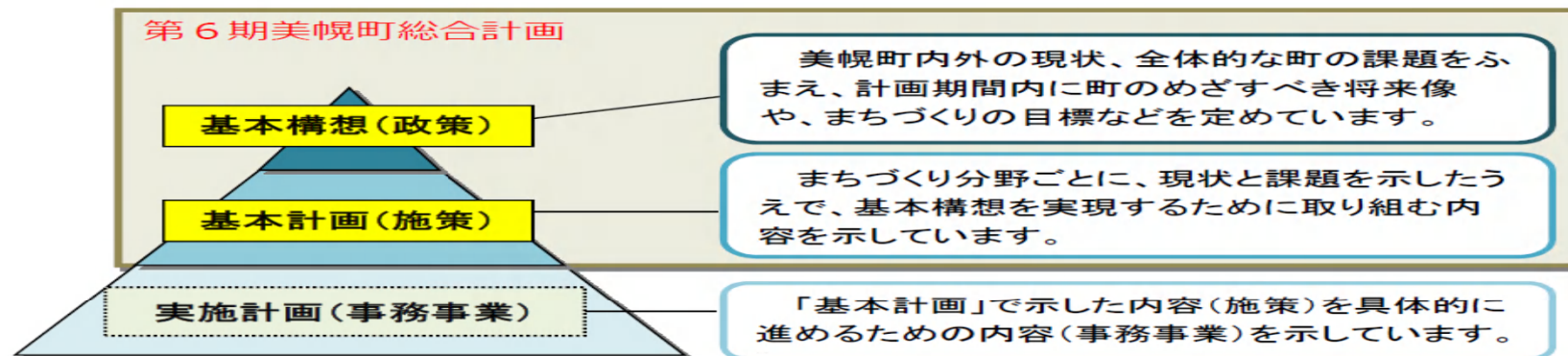
社会経済情勢への対応や町長任期との整合性を図るため、計画期間は8年とします。ただし、計画期間中に町長が交代した場合は、必要に応じて計画期間を見直します。



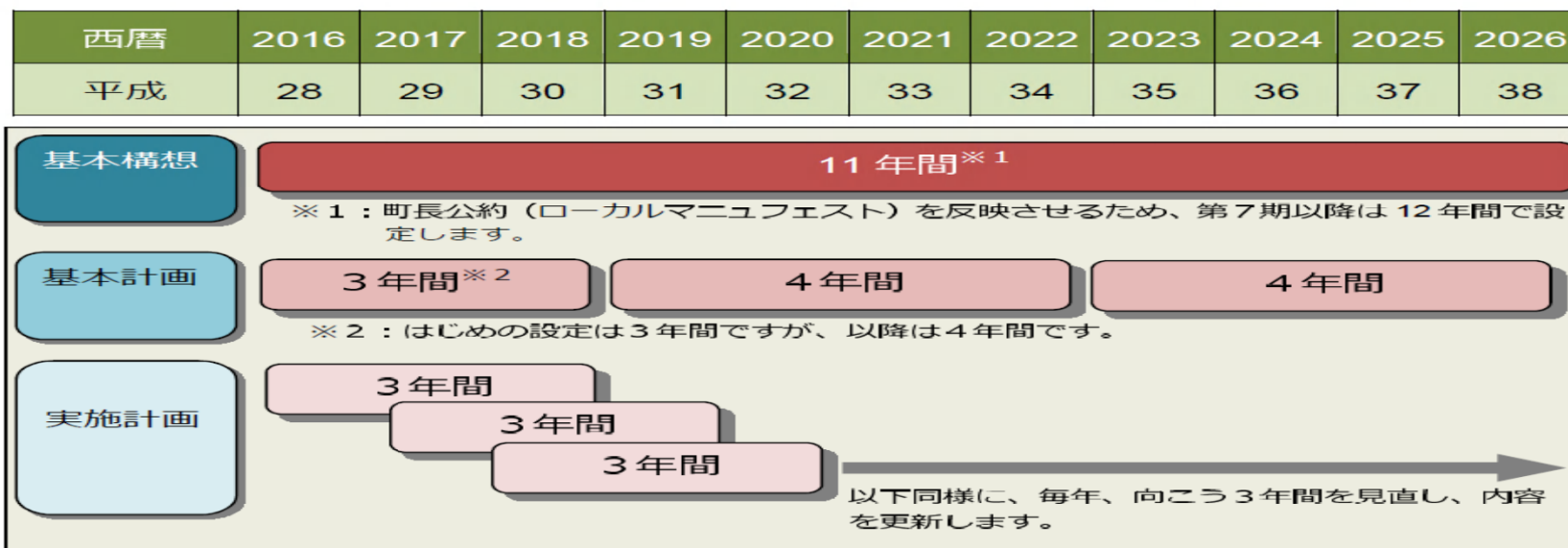
論点5: 基本計画の期間が基本構想10年の半期 5年か、首長の任期 4年に合わせるか？

(参考)第6期美幌町総合計画の構成

この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから成る、ピラミッド型の構成になっています。それぞれの部分で示す内容は、次のとおりです。



また、「基本構想」「基本計画」「実施計画」それぞれの計画期間は、次のとおりです。



論点6:基本構想の意味は？ 基本構想と基本計画を分離か？ 基本構想と基本計画を一本化か？（議会議決との整合？）

4. これまでの総合計画について

(注)第2回_小牧市自治体経営改革戦略会議(H24.5.29 開催)【資料3】より

平成24年4月から8回開催 ・委員は学識経験者4人、市は市長他2人、アドバイザー1人、コーディネーター1人の8人
所掌事項は①自治体経営のあり方に関する事②自治体経営改革の推進に関する事③3.その他自治体経営に係る主要課題に関し必要な事項

●従来、地方自治法の旧第2条第4項では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と規定してきた。

●これは、昭和44年の地方自治法改正に伴い規定されたものであり、高度経済成長期に、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、市町村そのものが、将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要であるとされたためであった。

●当時の自治省が都道府県知事宛に通知した「基本構想の策定要領について」(昭和44年9月13日 自治振第163号 自治省行政局長通知)によると、基本構想の内容が次のように示されている。「基本構想は、当該市町村の存立している地域社会についての現状の認識および将来への見通しを基礎として、その地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な施策の大纲を定めるものであること」、期間は「一般的にはおおむね10年程度の展望を持つことが適当である」とされていた。

●総合計画の構造については、自治省行政局が設置した「市町村計画策定方法研究会」が昭和41年に発表した報告書で、“基本構想・基本計画・実施計画”という三階層の計画構造が示されたことを背景に、多くの市町村で三階層の総合計画が策定された。現在でも、一部の例外があるものの、一般的な構造となっている。

●このように、これまでの総合計画は、基本構想の策定が義務付けされていたものの、その大枠の構造を含め、国の意向に沿ったものとなっていた(ただし、今から40年以上も前の通知や研究会の報告であり、この間、社会経済環境は劇的に変化していることに留意する必要がある)。

●しかし、平成23年8月に、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)が施行されたことで、市町村基本構想の策定義務が撤廃された。このことを契機に、各自治体の判断による総合計画の新たな位置づけが求められている。

【地方自治法の一部改正に伴い、総合計画について検討を要する事項】

- ・基本構想の必要性
- ・基本構想の位置づけ(議決の必要性、目的、市民意向の反映方法、市長マニフェストとの関係等)
- ・基本計画・実施計画の位置づけ(目的、市民意向の反映方法、市長マニフェストとの関係、マネジメントの方法、等)
- ・計画期間(基本構想、基本計画、実施計画の各々の位置づけにあわせた適切な計画期間の設定や、市長任期との整合性等)

5. 総合計画の一般的な問題点

①右肩上がりの成長を前提にした総合計画のあり方から脱却できていない

●財政状況の不透明性が高まる中、経営資源（特に財源）の減少を前提に、行政改革大綱と連動しながら、経営資源の配分の方針を明らかにした総合計画に切り替えて行く必要がある。しかし、実際には、新規事業や拡充事業に取り組もうとする総合計画と、行政活動のスリム化を目指す行政改革大綱が別個に存在し、それぞれの関連が不明確である（行政改革大綱で事務事業を見直す際の判断基準を示すような総合計画であることが望ましい）。

●他方、住民との協働を進めることで、公共サービスを補完しあう関係を構築しようとする総合計画のあり方が増えているが、住民の主体的活動を尊重するという面では良いが、計画の管理面では、実現性が担保されない計画になりやすい。

行政大綱：財政健全化、職員定数の見直し、住民との協働、補助金等の見直し

②行政運営における重点事項や優先順位が明確ではない

●基本計画の分野別計画は、住民が基礎的に必要とする行政ニーズを網羅するために、一般には総花的な内容。

●総合計画の中に戦略や重点プロジェクトを設定している場合、その基準や経営資源配分のための制度が不明確な場合が多い。

●総合計画の内容は抽象的な表現に留まる場合が多く、事後に評価・検証を実施するのが困難。

③一層激しくなる社会経済環境の変化に十分に対応できない

●グローバル化やICTの発展に伴い、社会経済環境が変化するスピードや度合いが一層激化。

●中長期計画としての総合計画は、機動的な対応が不十分。

④計画の位置づけ及び策定や実行の責任が不明確である

●誰が何のためにどの様に活用する計画であるのかが不明確である。

●市民意向をどの様にどの程度まで反映させるのかが不明確である。

⑤進捗管理、成果検証、課題分析、計画見直し、経営資源配分の見直しなどが不十分

●総合計画の目標達成状況や成果、課題を検証し、計画の見直し等の取り組みが不十分である。

●総合計画、行政評価、予算編成、定数計画などの連動が不十分である。

⑥住民や職員の関心が低い

●一部の住民を除き、ほとんどの住民は総合計画に対する関心が低く存在自体を知らない。

●多くの職員は、自らの仕事に関して総合計画を活用する場面が少ない。

6. 今後の総合計画の構造と基本構想の位置づけ

(注)第3回_小牧市自治体経営改革戦略会議(H24.8.28 開催)【資料3】より

① 三層構造(基本構想・基本計画・実施計画)

【案1 構想・計画連動型】

(現行の基本構想・計画と同じ構造だが、基本構想と基本計画の位置づけや構成を再整理した案)

- 基本構想を、5年～10 年前後の計画期間を定めた計画として位置づける(10 年程度で実現を目指す将来像を構想)。
- 基本計画では、基本構想で描いた将来像を具体化するための施策や重点事業を位置づける。
- 基本計画以下は、特に市長の政策が直接反映される部分と位置づけられるが、基本構想と同じ期間の基本計画(前期・後期に分割する場合を含む)とすることで、基本構想との連動性が高くなる。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

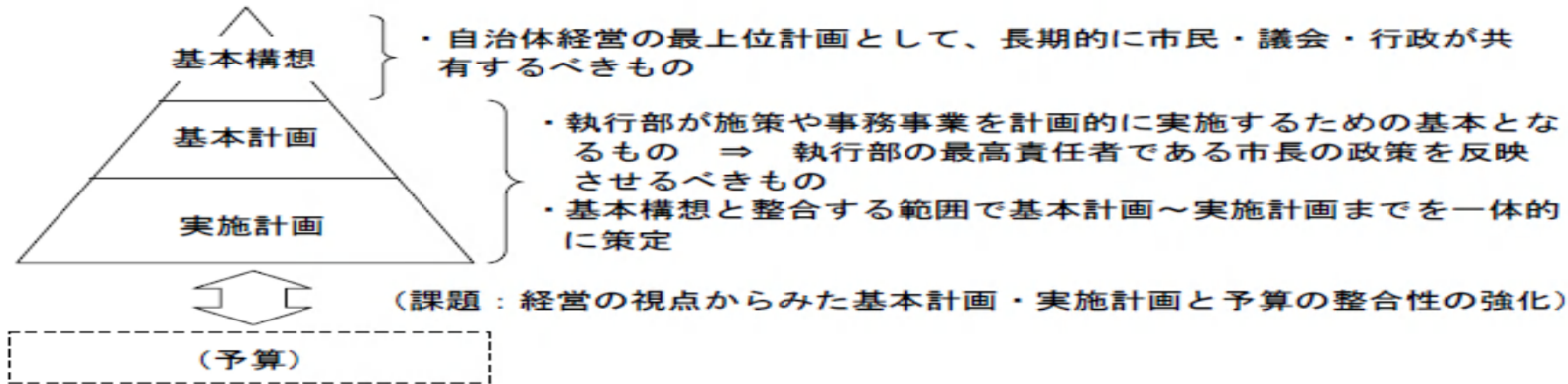


表 「構想・計画連動型」のメリット・デメリット

メリット	・ 基本構想と基本計画・実施計画を一体的に策定することから、構想から計画までの内容の整合性・連動性が高い。
デメリット	・ 整合性・連動性の高い基本構想と基本計画の内容が重複しやすいことから、各々の位置づけや実体的な役割が不明確になりやすい。 ・ 基本構想と基本計画の連動性が高いことから、市長の交代により長期計画である基本構想が期間途中で改定される可能性が高い。 ・ 基本計画については、市長任期との整合性がとれないと、市長の方針やその時々 の民意を随時反映することが難しい。

【案2 構想超長期化による構想・計画非連動型】

- 基本構想を総合計画の一部に位置づけるが、計画期間を20～30年としたり、計画期間を定めない超長期計画として位置づける。
- 基本計画では、基本構想で描いた将来像を具体化するための施策や重点事業を位置づける。
- 基本計画以下は、特に市長の政策が直接反映される部分と位置づけられるが、基本構想と基本計画の計画期間が連動していないことから、案1と比べて基本構想がより高次元の計画として位置づけられる。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

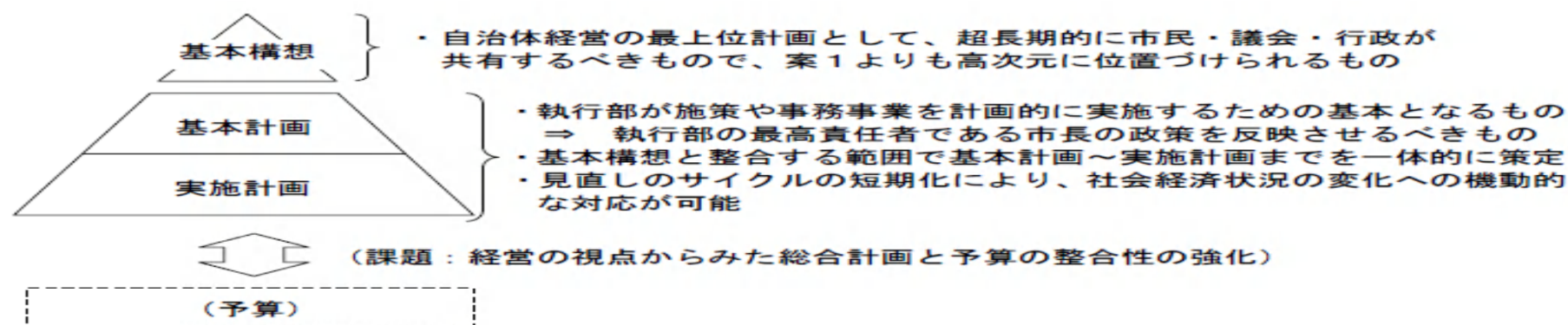


表 「構想超長期化による構想・計画非連動型」のメリット・デメリット

メリット	・基本構想を超長期的な高次元な位置づけとすることで、市民・議会・行政共有のより安定的な自治体経営の根幹としての性格を持たせることができる（市長の交代などによる影響を緩和できる）。 ・基本計画以下の部分が中期計画として弾力的に環境変化に対応することにより、基本構想と基本計画の位置づけや役割分担が明確になる。これにより、基本計画を実践的な経営計画とすることが可能となる。
デメリット	・基本構想と基本計画・実施計画との連動性が薄まる。 ・基本構想が超長期にわたることから、抽象的な内容となりやすい。 ・基本構想の計画期間が超長期にわたることから、期間が経過するほど、構想策定時に想定していなかった新たな行政課題に基本計画が対応する必要性が高まり、基本構想とは異なる政策を位置づけるなど基本構想が形骸化しやすくなる。 ・基本構想の計画期間が超長期にわたることから、期間が経過するほど、基本構想で位置づけた将来都市像とは別に、基本計画独自の将来都市像を位置づける場合が多くなる（特に首長交代後に）。

② 上位の普遍的公理＋二層構造の総合計画（基本計画・実施計画）

【案3 公理独立型】

● 従来の基本構想のうち“公理”に該当するものを総合計画から独立させ、市民・議会・行政が共有する普遍的な本市自治のあるべき姿（理想とする都市像、理想の都市像実現に向けた基本的方針など）として位置づける。本市の自治の憲法とも言える別途策定中の「自治基本条例」に含めることで、その位置づけや役割を明確にし、政治による影響を排除し不可侵性を高めることが可能。ただし、社会経済環境の変化を踏まえて、公理の見直しを行うことを可能とするため、改定に関する規定は必要である。

● 基本計画以下は、市長の政策が直接反映される部分であり、基本計画の前段には、市長の価値観を反映した中長期的なビジョンをおくものとする。また、基本計画の中には、公理に該当する部分や市長の価値観から導かれる、中期的な施策や重点事業を位置づける。

● 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

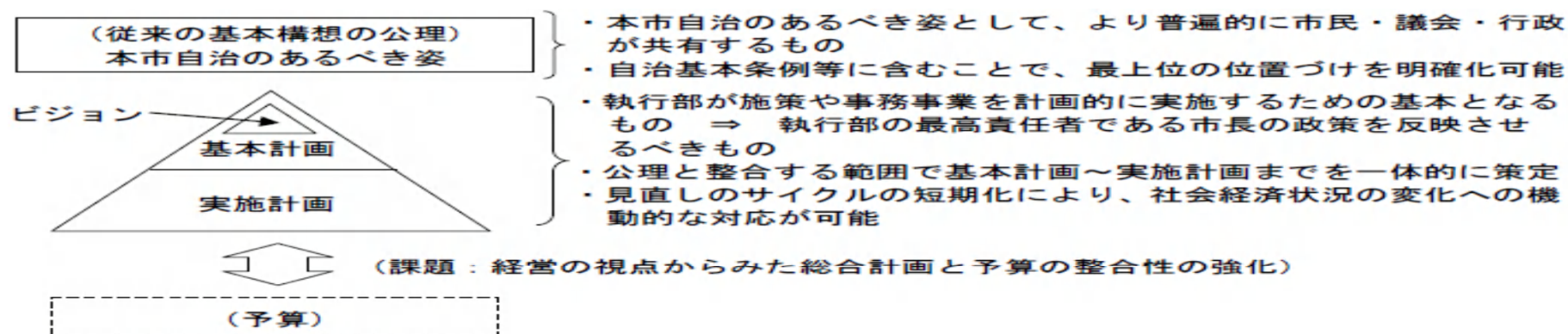


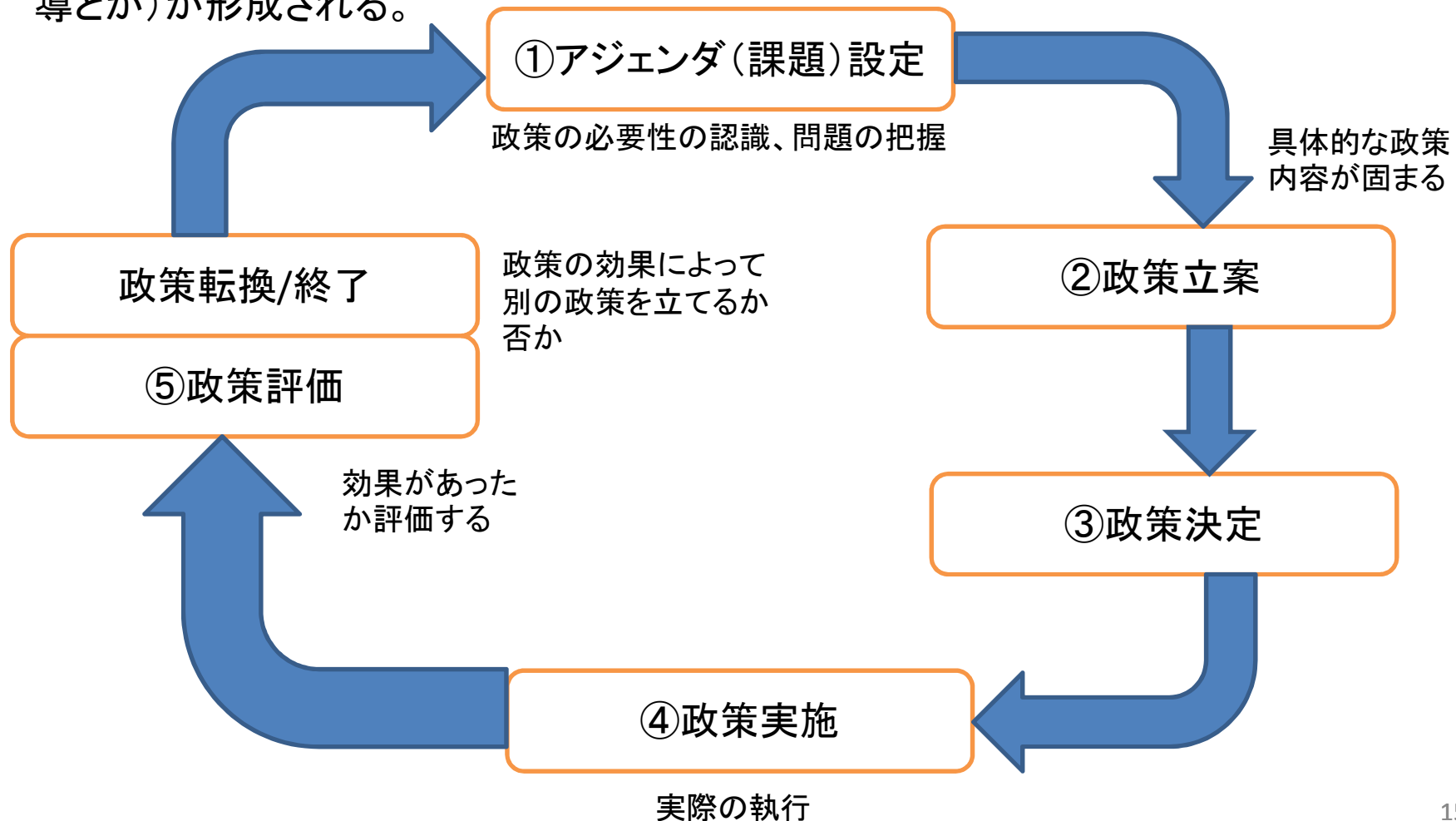
表 「公理独立型」のメリット・デメリット

メリット	・公理の部分を総合計画とは別に、自治基本条例など高次元の計画に位置づけることで、不可侵性を一層高め、市民・議会・行政共有の一層安定的な自治体経営の根幹としての性格を持たせることができる（市長の交代などによる影響を排除できる）。 ・自治基本条例に公理を位置づけた場合、自治の仕組みの検討とあわせて、市の将来像を一体的に描くことができる。 ・基本計画以下の部分が中期計画として弾力的に環境変化に対応することにより、基本計画の位置づけや役割が一層明確になる。これにより、基本計画を実践的な経営計画とすることが可能となる。
デメリット	・従来の基本構想から独立させた公理と、基本計画・実施計画との連動性が薄まる。 ・公理を自治基本条例の条文等に規定する場合には、抽象的な内容になりやすいため、別途、市民向けに視覚的に分かりやすい公理に関する説明資料が必要となる（小牧市環境マネジメントシステムにおける「環境方針」に該当するようなもの）。

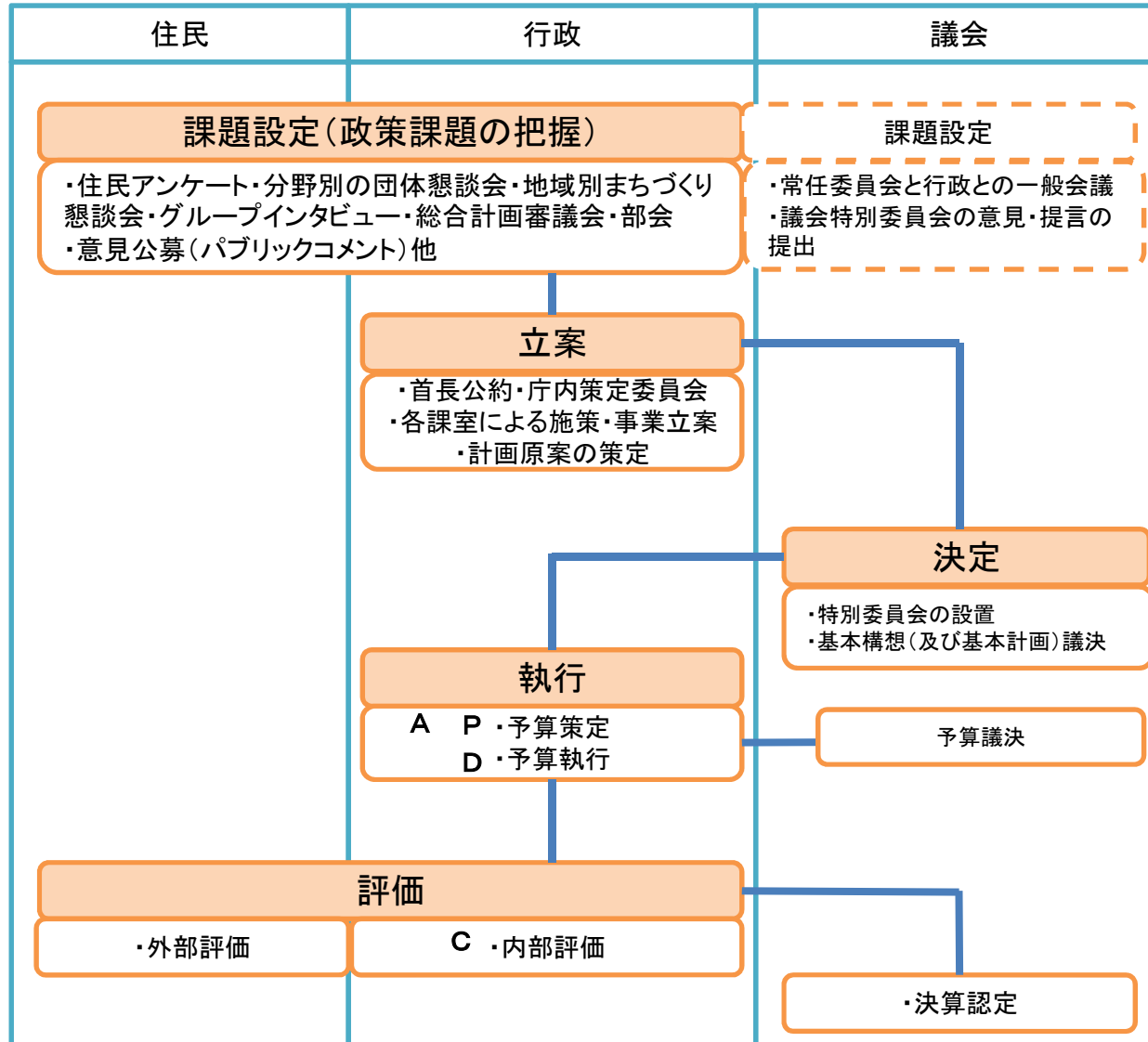
Ⅲ. 住民意見を反映する仕組み

政策サイクル(5段階の政策過程)

政策はどのようにしてつくられ、実現されていくのだろうか。ここでは5段階で把握する考え方に基づいて説明する。特に重要なのが課題設定であり、どの政策主体(住民・議会・行政)の意見が多く反映されるかによって、政策の性格(例えば、行政職員主導とか)が形成される。



1. 総合計画における政策サイクル



論点7: 市民参加で総合計画(基本構想・基本計画)が10年・5年に1回で策定されるが、市民参加は10年・5年に1回であること、行政が作成した総合計画原案に市民意見を取り入れる方法(審議会・パブリックコメント等)も形式的であり、市民参加が形式的参加となっていないか?

(参考)行政マネジメントサイクル

第5次白老町総合計画より

振興管理のしくみ

●PDCAサイクル(マネジメントシステム)に基づく振興管理体制

◇第5次総合計画では、重点プロジェクトや分野別計画に対応した評価指標を活用した施策の進行管理に取り組むとともに、社会変化や町民ニーズを捉えた柔軟かつ行政サービスの提供に向けて、行政の経営能力を高めるため、PDCAサイクルに基づく効率的で効果的な行政経営を一層推進します。



事業計画の立案=P(計画立案)

○事業計画は、当該年度を起点とする3年間を対象に立案します。

事業計画の実施=D(計画実行)

○年度単位で予算を措置し、事業を実行します。

事業成果の評価=C(事業評価)

○事業の結果(成果)について、政策や施策目標達成における有効性や効率性などの観点から事後の評価を行います。

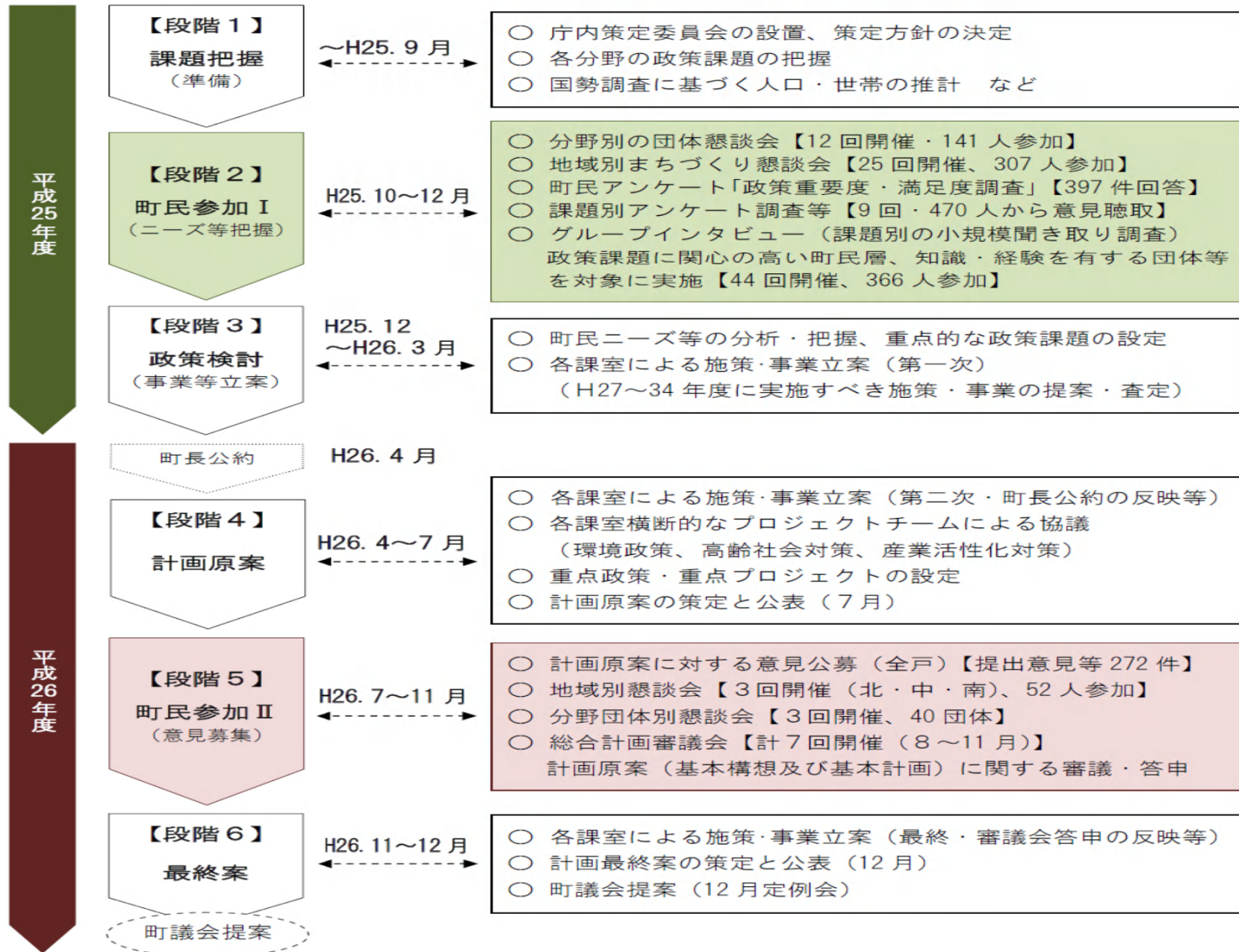
事業の見直し=A(事業改善)

○施策を取り巻く環境の変化を踏まえ事業評価の結果に基づき、継続、強化、縮小、廃止など事業展開の改善を行います。改善結果に基づいて、次年度以降の事業計画(P)を立案します。

2. 総合計画審議会設置条例等

	八雲町	芽室町	白老町	栗山町	美幌町
総合計画 設置条例	八雲町総合開発委員会条例 (設置) 第1条 八雲町の社会、産業経済、教育文化等の各般にわたる総合開発の促進を図り、もって住民福祉の向上に資するため町長の附属機関として、八雲町総合開発委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項) 第2条 委員会は、町の総合計画の策定及び変更について、町長の諮問に応じ、審議し、又は意見を具申するものとする。 (組織) 第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。 2 委員は、学識経験のある者及び公衆による者のうち町長が委嘱する。 (任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することができる。 八雲町総合開発委員会専門部会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、八雲町総合開発委員会(以下「委員会」という。)の専門部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 委員会の会長は、委員会の運営上必要があるときは、委員会の会議に諮って、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。 (1) 総務建設部会 (2) 産業経済部会 (3) 文化厚生部会 2 部会の所掌事項は、当該各号に定めるところによる。ただし、2以上の部会に関係があると思われる事項又はこれにより難い事項があるときは、会長の指定するところによる。 (1) 総務建設部会 鉄道、港湾、漁港、道路、河川、治水、上下水道、運輸通信及び都市計画等、生活基盤に関する基礎的施設の整備拡充に関すること並びに他の部会に属さない事項 (2) 産業経済部会 農林水産業、商工鉱業及び観光の振興並びに立地条件の整備に関すること。 (3) 文化厚生部会 文化教育、社会福祉及び保健衛生の振興に関すること。 3 特別な事業を審議するために必要があるときは、前2項に定めるもののほか、同項の例により部会を設置することができる。	芽室町総合計画審議会条例 (設置) 第1条 芽室町の総合計画を推進し、その円滑なる遂行を期するため、町長の附属機関として、芽室町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項) 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する諸般の事項を調査審議し、町長に答申する。 2 審議会は、総合計画推進に必要な事項に関し、町長に意見を述べることができる。 (審議会委員の定数) 第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、40人以内とする。 2 委員は、町長が委嘱する。 (委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期満了の場合を除き、新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。 (専門部会) 第8条 審議会は、審議会の決定により、専門部会を置くことができる。 芽室町総合計画審議会条例施行規則 (専門部会) 第2条 条例第8条の規定による専門部会(以下「部会」という。)の設置は、諮問事項に応じて、審議会が決定する。ただし、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解散するものとする。 2 部会の委員は、審議会が決定する。	白老町総合計画審議会 町の総合計画に関する事項についての調査及び審議 60人以内 当該諮問に係る審議の期間	栗山町総合計画審議会条例 (設置) 第1条 町の総合計画に関し、町長の諮問事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、栗山町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (委員) 第2条 審議会の委員は、25人以内とする。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 町の区域内の各種産業団体が推薦する者 (3) 町の区域内の公共団体等が推薦する者 (4) 一般から公募した者 (5) その他町長が必要と認める者 3 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは解任されるものとする。	第6期美幌町総合計画策定要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第38条の規定に基づき、平成28年度を初年度とする第6期美幌町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。 [美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第38条] (構成) 第2条 第6期美幌町総合計画は、基本構想及び基本計画をもって構成し、付帯資料として実施計画を備える。 2 基本構想、基本計画及び実施計画の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。 (1) 基本構想 将来に向けての地域づくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための政策の大綱を定めたものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものをいう。 (2) 基本計画 基本構想で示された政策に基づき各部門ごとに実施する具体的な施策を示したもので、整合性及び網羅性を持った計画をいう。 (3) 実施計画 基本計画で示された施策の基本事業で構成された計画をいう。 (期間) 第3条 基本構想は、平成28年度を初年度として、平成38年度を最終年度とする。 2 基本計画は、前期、中期及び後期に分け、前期を3年計画、中期及び後期をそれぞれ4年計画とする。 3 実施計画は、3年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。 (町民参加) 第4条 行政は、第6期美幌町総合計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施、町民会議の設置等、基本構想及び基本計画を策定する過程における町民参加を促進しなければならない。 (組織) 第5条 第6期美幌町総合計画の策定に際しては、次の各号に掲げる組織を設置する。 (1) 「いばほろ」みらいまちづくり会議 町民及び行政で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本的な事項を協議するもの (2) 第6期美幌町総合計画策定本部会議 副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条に規定する部の長をいう。)等で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本方針等を協議するもの [美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条] (3) 美幌町総合計画審議会 美幌町附属機関に関する条例(平成25年美幌町条例第6号)別表に規定する会議で、町長の諮問に応じ、美幌町総合計画について審議し、又は意見を述べるもの [美幌町附属機関に関する条例(平成25年美幌町条例第6号)別表] (議決) 第6条 基本構想にあっては、別に条例で定めるところにより、町議会の議決を経るものとする。

(参考) 栗山町第6次総合計画の策定過程

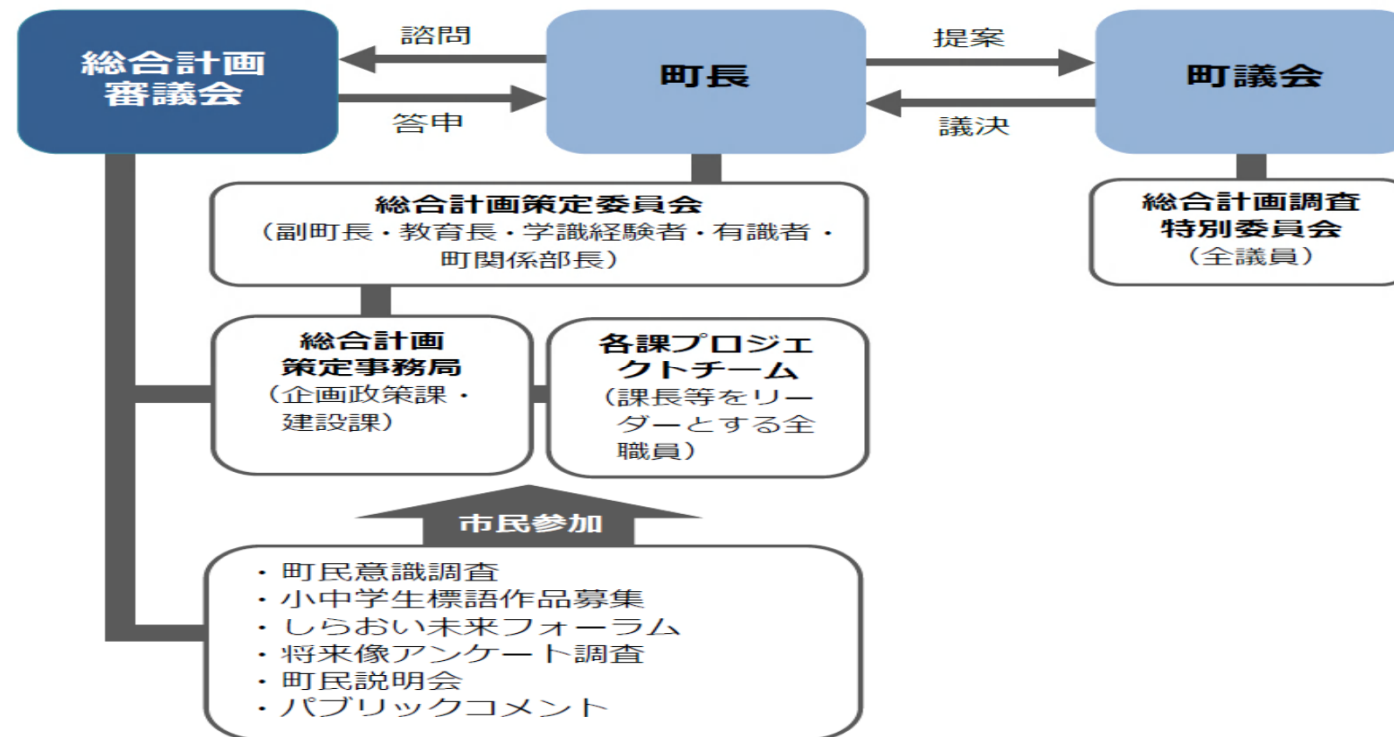


(参考)第5次白老町総合計画の策定過程

年月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2011 2月	策定委員会委員決定 第1回策定委員会 ○策定方針、策定体制等の検討		
4月		まちづくり町民意識調査 (～6月)	職員(各課プロジェクトチーム)説明会
5月	審議会委員決定	まちづくりに関する標語作品募集(～6月)	議会全員協議会 ○策定方針等の概要説明
6月	第1回審議会 ○策定方針、町の現状等の概要説明		
7月	第2回策定委員会 ○総合計画の枠組検討 第2回審議会 ○第4次総合計画の検証、まちの課題出し		
8月	第3回審議会 ○講演会、将来像アンケートの実施 第4回審議会 ○まちの課題整理、まちづくりに関する標語審査	しらおい未来フォーラム (講演会・将来像アンケート)	基本計画案の各課ヒアリング
9月	第5回審議会 ○基本計画案検討 第6回審議会 ○基本計画案検討	まちづくりに関する標語表彰式	
10月	第7回審議会 ○基本計画案検討 第8回審議会 ○基本計画修正案、総論案の検討		
11月	第9回審議会 ○基本計画案、基本構想案の検討 第10回審議会 ○基本計画案、基本構想案の検討		
12月	第3回策定委員会 ○AHP分析結果報告、基本構想案の検討	町長と白老町の明日を語る懇談会(広報)	職員説明・協議 ○基本構想基本計画案の確認
2012 2月	第4回策定委員会 ○基本計画案の検討	団体意見提案募集	
3月	第11回審議会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の検討		
4月		パブリックコメント 4/11～5/10 町民説明会 4/25・26・27	議会全員協議会 ○基本構想・基本計画案の説明
5月	第12回審議会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の最終検討 第5回策定委員会 ○総論・基本構想・基本計画修正案の最終調整	パブリックコメントの回答・結果の公表	実施計画の検討(～10月)
6月	審議会からの答申		
7月			第1回調査特別委員会 第2回調査特別委員会
8月			実施計画各課ヒアリング 第3回調査特別委員会 第4回調査特別委員会
9月			計画案の審議・可決

(参考)第5次白老町総合計画の策定組織

1) 策定体制



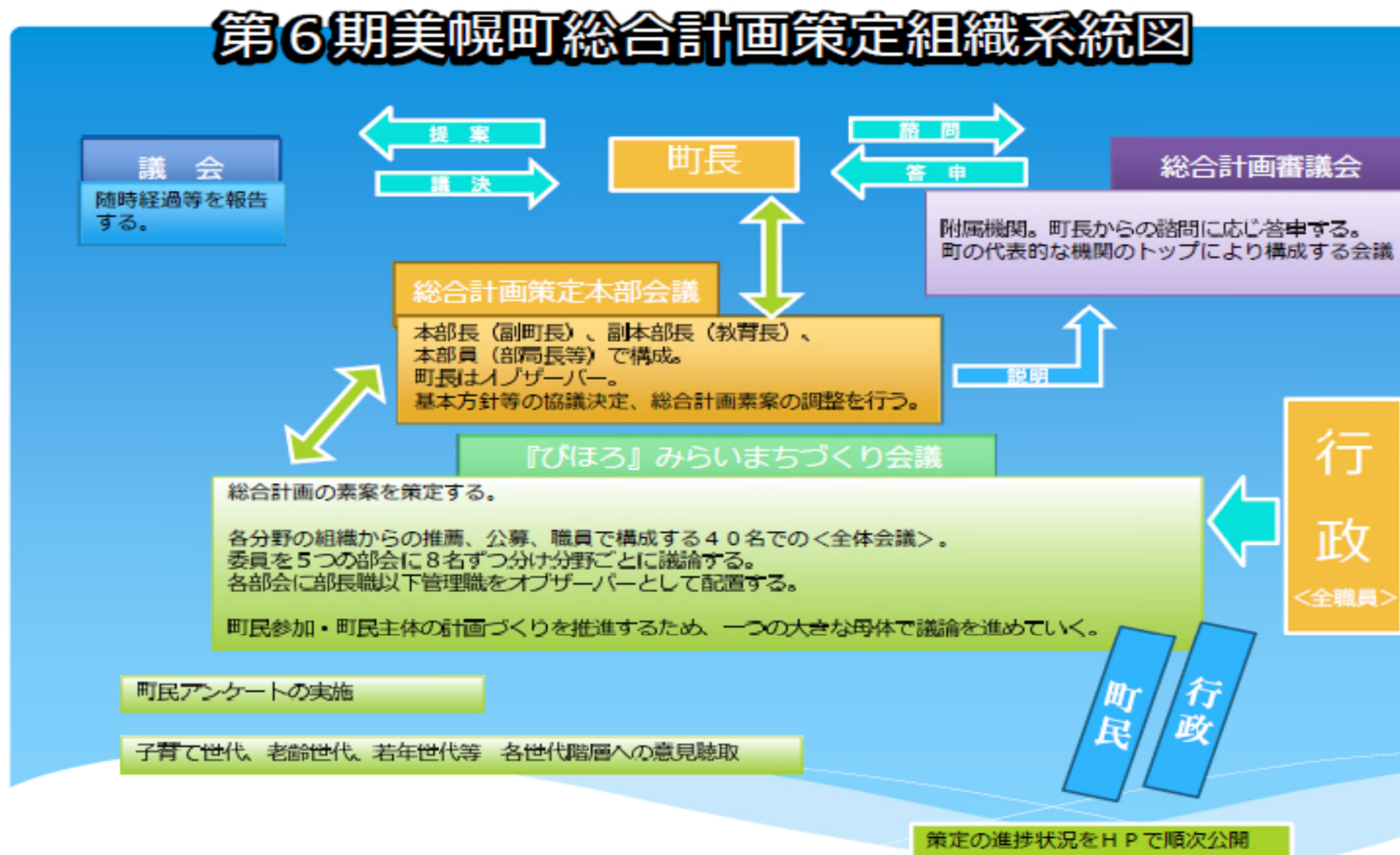
2) 総合計画審議会 (委員名簿)

会長	吉良哲子	副会長	中野嘉陽
委員	安藤尚志	委員	大頭和彦
委員	岡澤幸一	委員	北平美樹
委員	木下聖吾	委員	広地紀彰
	前田智宏	委員	村木美幸

3) 総合計画策定委員会 (学識経験者等委員名簿)

委員	鈴木聡士	(北海学園大学工学部社会環境工学科)
委員	有村幹治	(室蘭工業大学大学院工学研究科)
委員	田辺真樹	(白老町商工会理事)
委員	中谷通恵	(NPOお助けネット代表)

(参考)第6期美幌町総合計画策定組織図



メインコンセプト：町民主体による実践的な計画策定

美幌町まちづくり白書



「第6期総合計画」を策定するうえで、参考にしてほしい
まちづくりに関する各種アンケートの結果や
第5期総合計画の検証結果の概要などをまとめました

平成26年9月

美幌町

<この冊子の見方>

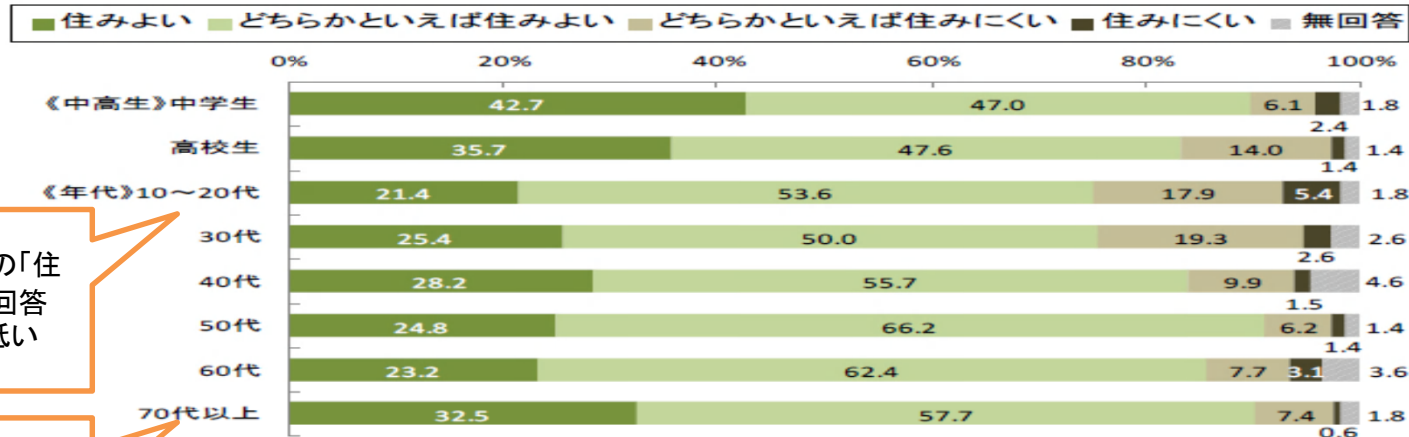
『びほろ』みらいまちづくり会議の部会ごとの協議テーマにそってまとめています。

(1) 関連グラフなど	第6期美幌町総合計画に係る「町民アンケート（平成26年7月実施）」「中高生アンケート（平成26年7月実施）」のほか、総合計画以外の個別計画策定時などに実施したアンケートの結果をグラフにしたものを掲載しています。
(2) 現計画の検証	「第5期美幌町総合計画」について、担当部署で現時点での進捗状況や問題課題、今後の見通しや方向性などをまとめたものを掲載しています。
(3) 意見、提案	第6期美幌町総合計画に係る「町民アンケート（平成26年7月実施）」「中高生アンケート（平成26年7月実施）」をはじめ、ヒアリングなどを通じて寄せられた声や意見を掲載しています。 ☺：小学生生のみなさん（美幌小学校の5年1組・2組） 【美幌町ですきなもの・こと】【将来なっしてほしい美幌町の姿】についての回答も掲載しています。 ★：中学生、高校生のみなさん （美幌中学校・美幌北中学校・美幌高校の2年生） ⊗：子育てサークル「わんぱく広場」のみなさん ℞：自衛隊美幌駐屯地のみなさん ⌘：憩いの家利用者（高齢者）のみなさん ●：町民アンケートの回答 「美幌町過疎地域自立促進市町村計画（案）に対するパブリックコメント」に寄せられた意見も掲載しています。 ○：職員提言シートの回答

もくじ

1	人口減少対策（少子化対策、移住、定住）	1
2	交通安全	16
3	防犯	20
4	公共交通	23
5	地域の情報化	28
6	防災	29
7	消防、救急	35
8	陸上自衛隊美幌駐屯地	38
9	国内外交流	39
10	人権、男女共同参画	41
11	住民自治、コミュニティ	42
12	住民参加、協働	47
13	行財政運営	51
14	広報、広聴	61
15	広域行政	65
16	環境保全	66
17	環境美化	70
18	ごみ処理、リサイクル	75
19	墓地・霊園、火葬場	79
20	保健	80
21	医療	85
22	地域福祉	92
23	子育て支援	100
24	高齢者福祉	113
25	障がい者福祉	122
26	社会保障	126
27	農業	128
28	林業	135
29	商工業	138
30	中心市街地	144
31	地場産品	147
32	観光、交流	152
33	企業誘致、起業支援	162
34	雇用促進、勤労者福祉	165
35	消費生活	168
36	新エネルギー	171
37	土地利用	173
38	市街地整備	174
39	公園、緑地	175
40	都市景観	180
41	住宅、宅地	182
42	道路網	186
43	除排雪	190
44	上水道	194
45	排水処理	197
46	治山・治水	199
47	ユニバーサルデザイン	200
48	幼稚園、学校教育	201
49	生涯学習	207
50	芸術・文化、文化財	212
51	スポーツ	218
52	青少年	231
53	食育	234

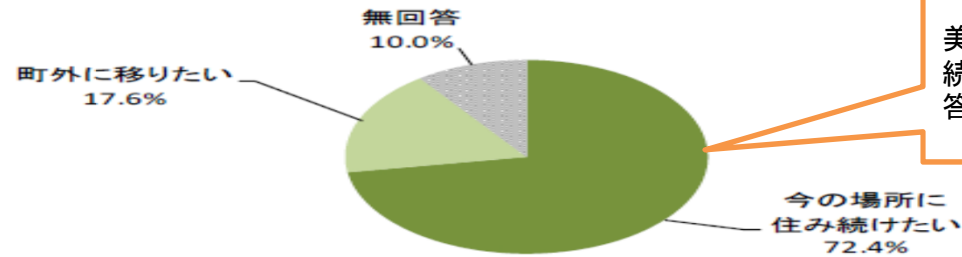
【問1】現在の美幌町の住みごち(町民・中高生)



10～20代の「住みよい」と回答する率が低い

提案
高齢者施設の誘致を検討しては

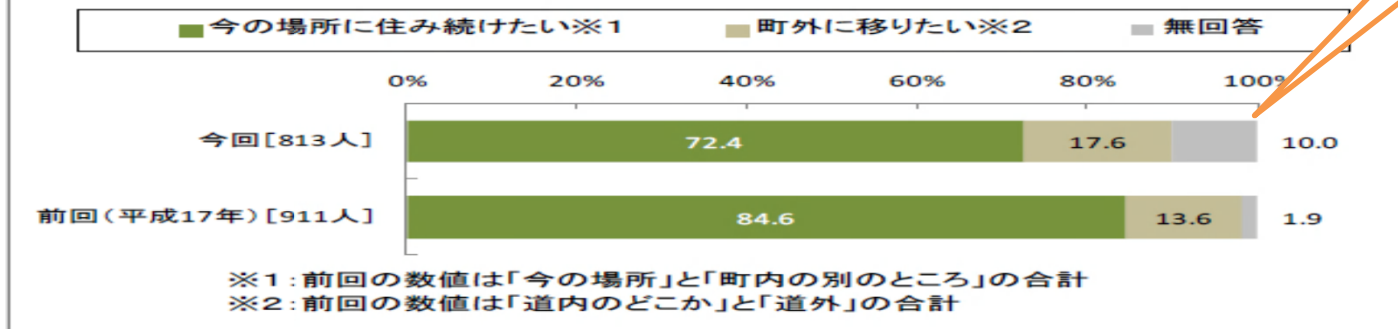
町民 【問4】美幌町に住み続けたいか(813人)



美幌町に「住み続けたい」と回答が72.4%ある

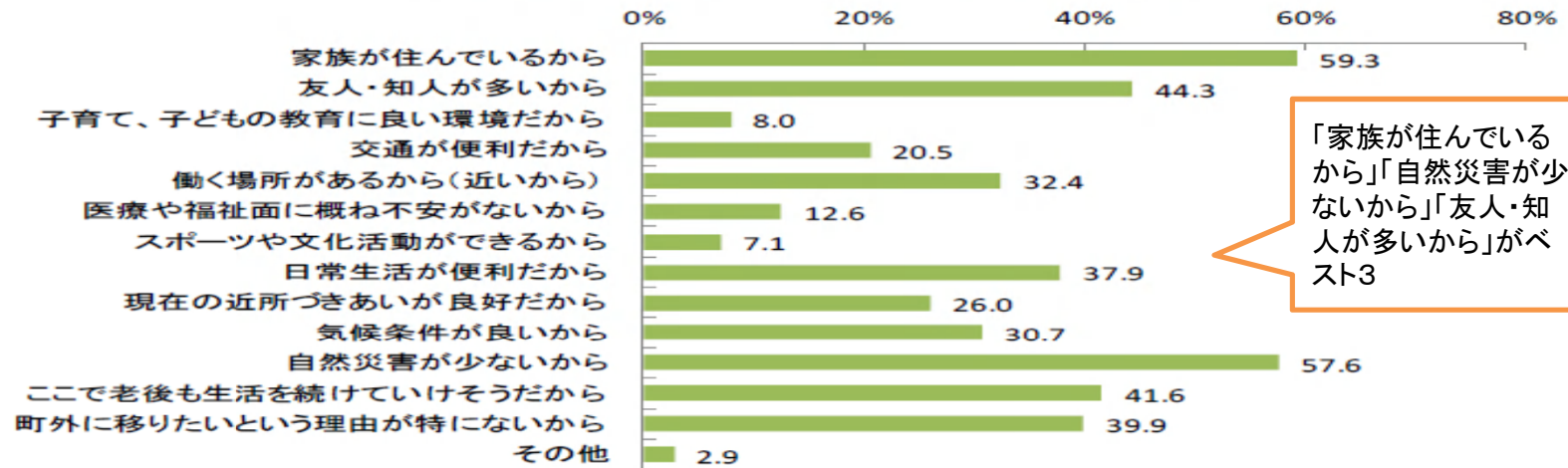
今の場所に住み続けたい人の比率が前回調査より減少している

【問4】前回との比較

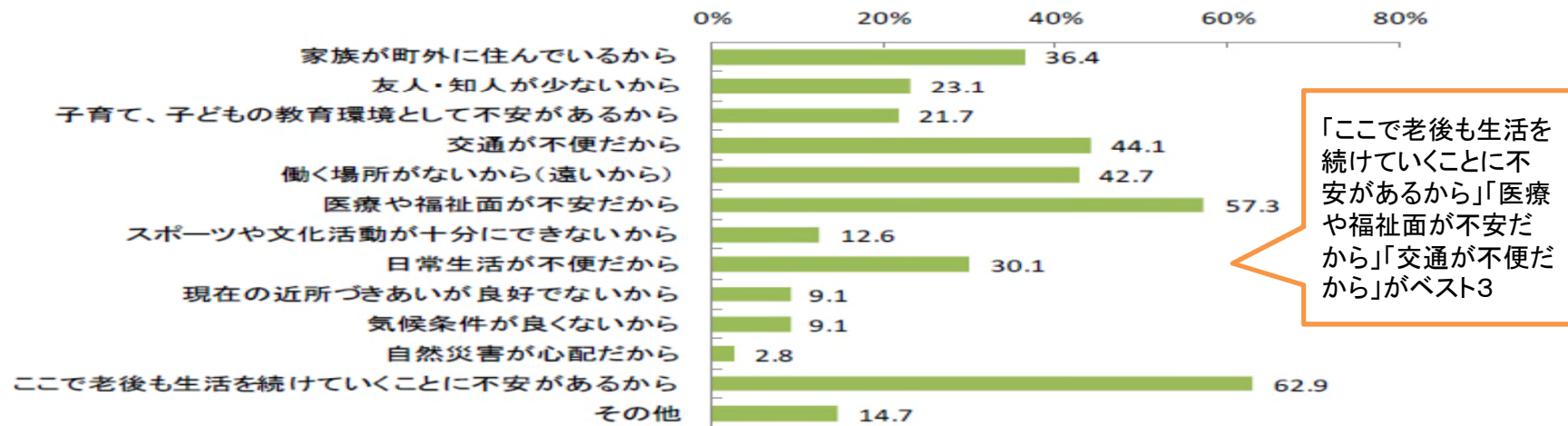


(注)「思い」の数値化

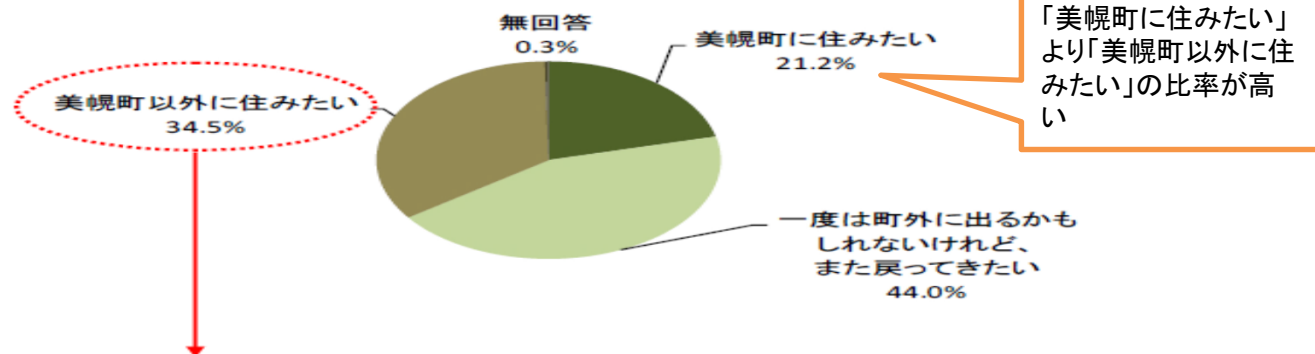
【問4-①】町内に住み続けたい理由(すべて選択/589人)



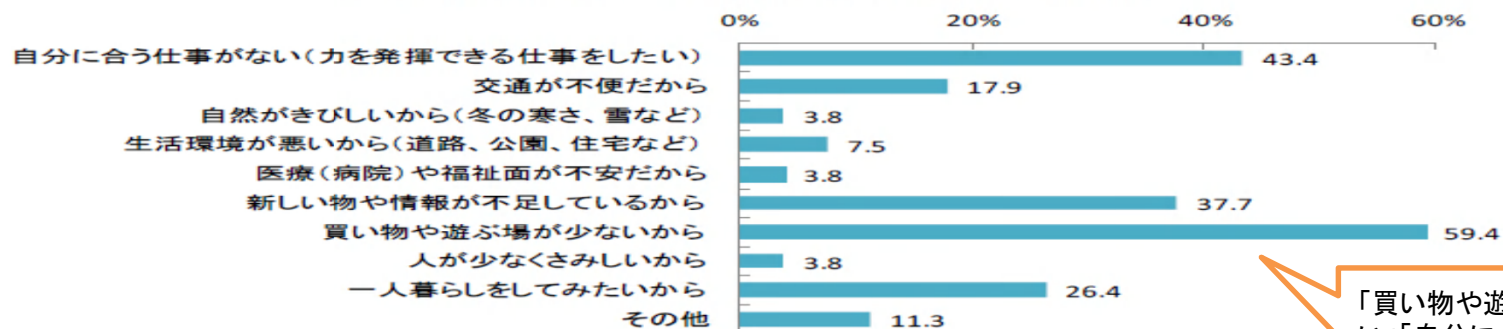
【問4-②】町外に移りたい理由(すべて選択/143人)



中高生 【問3】定住意向(307人)



【問3-①】町外に住みたい理由(あてはまるものすべて選択)



(2) 現計画の検証

施策	主な取り組み	進捗状況	問題・課題	今後の見通し、方向性
国内交流の推進 (「9 国内外交流」と重複)	移住・定住受入れ体制の充実	現在、移住・定住を受け入れるための住宅はないが、美幌の暮らしやすさを体験してもらおう“ちょっと暮らし”事業を推し進め一定の実績を得た(H25 利用実績 5 組 14 名、H26 利用希望者 8 組 17 名)。H25 年度には、長期滞在型観光事業においてポスターおよびパンフレットを作成し広く反響を得た。	直接の移住者・定住者の獲得には至っていない。また、地元との交流を望む声に対し体験プログラムを考えてゆかなければならない。	移住・定住に関するニーズや課題を把握するため、ちょっと暮らし利用者に対しアンケートを実施し検討の参考としたい。また、交流・体験プログラムを用意するため、今まで以上に様々な団体との連携を図りその基盤を構築する。

(3) 意見、提案

※「町民アンケート」の自由記載にあった子育て支援関係の意見は「子育て支援」の項目に記載しています。

※この項目(1 人口減少対策)にある職員アンケートの内容は「人口減少問題に対して」という設問で出てきた提案です。

☺ : 小学生 ☆ : 中高生 ☺ : 育児ママ ♫ : 自衛隊 ♪ : 高齢者 ● : 町民 ○ : 職員

☆ 人口が増えるまちづくりをしてほしい

- 大好きな美幌にずっと住みたいです。子供達には、元気で、大人になっても美幌で働いて、住んで人口が増えるといいです。(女性・40代)
- 人口減少に歯止めがかかるよう、過疎化しない事を願う。(男性・60代)
- 日甜と自衛隊は美幌の核だと思う。存続に尽くすと同時に、無くなった場合の影響を予測しておくことが必要。人口減は必至なのだから、人口規模にあった心豊かなまちづくりの計画になることを望みます。(男性・60代)

<若者、子育て(世代の)支援>

♫ レジャー施設があるといい。旭川や札幌まで行く。雨や雪だと外で遊べないので。

- 若い人が住める町にして下さい。(男性・50代)
- もっと若者が集まる街になる様な工夫をしてほしい！若者が残らぬ街は廃れます。自衛隊の街だなんて云われは古いです。世代交代すら出来ぬほど若者が減っている現実に向き合うには、もっと思考すべき所がいっぱいあると思います。(男性・30代)
- 子供達若者が健康的に遊べる施設があると、若い人達が美幌に残ったり、町外からも来るのではないかと思います。例えば、ラウンドワンのような所や映画館(ゲームセンターはいりませんが)、勉強したりおしゃべりしたり集まれる場所など。(よくシティの休憩場所にいる高校生、中学生たちを見かけますが、そういう場所がお店ではなく施設としてあるといいと思います。) ←ちょっとした明るいカフェ的な感じで。(女性・40代)
- 若い人達がIターン、Uターンできる町であってほしい。町の企業の経営者が(雇用する)若者が生活でき、家庭を持ち子供がいき、美幌町に定住出来る様な意識がもっとあると良いと思います。自治会活動にも、普通の若い人達が参加出来る様な町。高齢者社会を支えていただくのには、若い人達の力が必要だと思います。(女性・60代)
- 若者が残れる様な企業誘致が必要。他町村から集まって来る様なイベントが必要。びほーるの有効活用→若者向けのコンサートを行うなど。(男性・40代)
- 町としては環境も悪くなく、人も温かく住みよいと思いますが、町づくりとなると実感すべき事項が私には少なく感じられます。先ず、人口の自然減は避けられないとしても、流出を防ぐための子育ての出来る環境や安定した収入の得られる企業の誘致等、切迫感が行政にあるのでしょうかと感じせずにはいられません。人がいないと町は成り立たないと思います。(女性・50代)
- 今後、若者達が美幌町に住み続けたいと思われる町づくりが必要だと思います。(男性・50代)
- 若年層永住のためにはやはり娯楽施設や就労場所の充実が大切だと思います。
- 大きな商業施設や、ファーストフード店、ゲームセンターなど若い世代が楽しめる施設があれば若い世代の人口流出を防ぎ伸ばしていける

<町の良さをPR>

℞ 災害は少ない、ということは良い。

- 住んでみると、教育やスポーツなど、非常に手厚いサービスがあり、都会よりずっと住みやすく便利だと思います。その強みを活かして永住者を増やして欲しい。(女性・40代)
- 美幌は気候が良く、オホーツクでは住みやすい町だと思います。空港も近く、高速バス、JRなど、札幌や東京などのアクセスも良いと思いますが、これといった観光、特産物などがないので、通過点のような印象です。ケンミンショーなどでとりあげられるような産業、物産などができると全国的にも有名になり、通過点ではなく滞在、移住などにつながると思います。すぐは難しいと思いますが、10年後、20年後、長い時間をかけて取り組んでみることで、次世代が美幌町で安心した生活ができると考えます。(女性・40代)
- 修学旅行の誘致を行う。→将来の美幌町のファンづくりと町の魅力のPR(大人になってから美幌町に住みたい、訪れたいと思うきっかけ。例えば美幌高校での農業体験がメニューとなれば、美幌高校生にとっても貴重な学習機会となる)
- 情報発信(安心感をあたえ、結婚や子育てに魅力があることをつたえる)
- 商工観光のくらすわ美幌のような、北海道の住民でない視点での情報発信をもっと増やすことができれば良いと思いました。読んでいて「本州の人はこんなことに驚くんだ」と新しい発見がある。
- コンパクトシティを推進し、大型スーパーも3店舗有りワンコインバスや公住、アパート、子育て施設、学校公共施設の将来的デザインを描きながら、美幌に永住して近隣市町に出勤してでも住みたいと思える町の良さをアピールしていく。そのためにも若い世代が世帯を持つ方にどう働きかけていくかが政策的な課題であると思う。町のPRボランティアとして、各世代や様々な職種の方に、町の取り組みをフェイスブックなどSNSで発信してもらうようPR隊を指名結成するとか…
- 安心・安全なまちをもっとアピールすべき。美幌町のように災害が少なく、小売り店も不便しない程度あり、交通の便にもすぐれた町は多くない考える。ネットワーク社会において都市と地方の情報の差はほとんど無いと考える。身を助ける安全こそ最大の強みであると考えます。
- 美幌に住み続ける利点などをアピール。
- 実際に住んでみると、住みやすいという声があるので、住みやすさをアピールしていく。(買物の利便性、町の広さ、公園等)
- 美幌町は特に交通の利便性(空港まで10分)、自然環境(子どもも自然にたくさん触れることができ伸び伸びと)、病院が充実しているなどをアピールすることができます。
- モノ・カネがない美幌町は有名人となるべきヒトを養成し美幌町のPRをして美幌町のセールスしてもらう取り組みに投資したほうがお金がかからない。人材育成により有名人を養成し、その人を見たさにヒトがあつまるとなる町になればと思う。
- 災害が少ない安全な地域であることをアピールする
- 継続して美幌町に居住している方を特集にした記事の作成や表彰など、美幌町に住んでいてよかったと思える制度創設やイベントの開催を行う。

3. 総合計画における「まちの課題」

	八雲町	芽室町
課題	①都市機能が充実したにぎわいある道南北部の<u>中心都市</u>にふさわしいまちづくり ②基幹産業(農業・漁業)の安定した営みと<u>雇用の創出</u>が進むまちづくり ③移住や企業立地などにより<u>人口減少に歯止めをかける</u>まちづくり ④だれでもが<u>互いを思いやり健やかに暮らせる</u>まちづくり ⑤二つの海をもつ<u>地域が力を合わせ一体となる</u>まちづくり ⑥町民と行政が語り合うお互いに助け合う<u>協働</u>のまちづくり	①<u>住み慣れたまちで生涯を通じて健康的に暮らせるまち</u>に向けて 住み慣れた地域での出産や治療が難しくなっている中で、本町の公立芽室病院への期待は大きく、また、健やかに暮らすためには、町民一人ひとりが健康的な生活習慣を身に付けていただくことが大切であり、<u>生活習慣病への予防や食習慣の改善に対する関心を高めるための取組が必要</u>です。 ②<u>農業を核とした産業が活性化するまち</u>に向けて 本町としても、今後の効率的かつ安定的な農業の維持に向けて、担い手農業者の育成確保など農業経営の合理化促進に向けた取組が必要とされ、さらに、クリーン農業に資する土づくりと安全安心な農畜産物の生産や、地産地消・食育・商工業の発展など、<u>農業と連携する複合的な取組の必要性が課題</u>として挙げられます。 ③<u>快適で安全安心な生活環境が整ったまち</u>に向けて 町民の生命・財産を災害から守るため、防災体制、情報提供体制の強化による意識向上、また、児童生徒の登下校などの際の事件事故なども全国的に目立つことから、<u>防犯・交通安全面での地域が一体となった取組</u>が求められています。 ④<u>豊かな心を育み人々が潤いのある生活を送ることができるまち</u>に向けて 本町においても子ども達の健やかな成長や発達のため、心の豊かさを育むための取組が求められており、文化・スポーツ、生涯学習の推進と併せて、<u>家庭や地域における教育環境の整備、それらの推進にあたっての人づくりや指導者の育成などが課題</u>として挙げられます。 ⑤<u>町民が主役となったまち</u>に向けて 近年、全国的には都市化の進行や個人の価値観の多様化が進む中で、地域における連帯感が希薄化するなど、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。本町においても同様の懸念や指摘があるとともに、<u>最も地域に密着した町内会など地縁組織で活躍する方々の高齢化・固定化もうかがえます</u>。少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、<u>高齢者や子育て家庭に対する支援、地域防災や地域安全活動などの分野においては、相互に助け合うという共助の精神に支えられた地域コミュニティの再生が課題</u>として挙げられます。また、地方分権が進展し、地域の実情に合った地域経営にあたっては、<u>町民の方々のさらなる町政への参画が必要といえますが、一方で、いただいたご意見をいかにして町政に反映し、まちづくりに活かしていくかが課題</u>と言えます。

(注)課題の読み方は、「住み慣れたまちで生涯を通じて健康的に暮らせるまち」になっていないので課題であると読みます。

3. 総合計画における「まちの課題」(2)

	白老町	栗山町	美幌町
課題	重点課題1 ◆暮らしの安全・安心の確保 災害や身近な地域での犯罪、事故など不安を軽減し、まちの安全性を高めるとともに、高齢者や障がいのある人など誰もが地域で支えあいながら安心して健康的に暮らすことができるまちづくりが課題となっています。 重点課題2 ◆まちの活力や魅力強化 地域間・世代間などの様々な交流や自然、食、歴史・民族・芸術文化、厚みのある産業など、まちの資源をいかし、相互に連携する取組により、白老町全体の活力や魅力を高めるとともに、安定した雇用を確保し、新規産業の誘致や創出、地場産業の競争力を高めることが課題となっています。 重点課題3 ◆次代を担う子ども・若者の育成 学校や家庭、地域家事業者などと行政が一体となって、子育て支援施策の一層の充実や家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもや若者が社会参加などを通して自ら成長できる環境づくりが課題となっています。 重点課題4 ◆未来に受け継ぐ持続可能なまちづくり 本町が将来にわたり持続的に発展していくため、良好な自然環境を保ち、循環型のまちづくりを進めるとともに、地域産業の振興を図り、安定した財政力の維持・向上に努めていくことが課題となっています。 重点課題5 ◆町民力・地域力の向上 町民や事業者と行政が協働でより良いまちづくりを実践していくため、町民一人ひとりの意識や意欲を底上げし、協働のまちづくりの担い手となる人材や団体を育成するとともに、地域コミュニティ組織や事業者、大学などとの協働体制を構築していくことが課題となっています。 重点課題6 ◆町民と行政の信頼関係の強化 町民や事業者と協働し効率的で効果的な行政経営を行うため、信頼関係の土台となる情報の共有を図り、町民と行政の意思の疎通を深めるとともに、職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図り、町民に信頼される行政運営が課題となっています。	① 子どもたちの笑顔が輝くまち【若者定住対策】 ● 子育て・教育環境の充実による、若者世代に対する生活ブランド力の向上 ● 医療・都市間交通アクセスなど、若者世代が求める生活環境の充実 ● 若者世代が求める雇用環境づくりの推進 ② 生涯を自分らしく暮らすまち【健康寿命延伸】 ● 町民全体の健康管理に対する意識の向上 ● 町民の健(検)診受診率の向上 ● 町民の生活習慣(食生活・運動習慣・禁煙・適正飲酒など)の改善 ③ 人と自然が共生するまち【自然環境保全・再生】 ● 自然・里山環境の保全・再生活動の担い手(リーダー)の確保・育成 ● 町民参加による自然環境保全・再生運動の再構築 ④ 地域の潜在力を活かすまち【産業活性化対策】 ● 農業基盤を活かし、商工業などが連携した6次産業の創出 ● 観光・交流産業の拡大を効果的に推進する仕組み・体制の整備 ● 各産業の担い手・後継者の育成	(1)若い世代も住み良さを実感するまちづくり 町民アンケートでは年代が高まるほど「定住意向」が高く、若い世代は全体の中で比較すると低い。町外に移りたい理由として他の年代に比べて「子育て、子どもの教育環境として不安があるから」や「友人・知人が少ないから」という回答が多い。若い世代を取り巻く環境をより一体的に向上させ、日常生活や子育てが楽しめるまちづくりを進めていくことが必要。 (2)「住み良い＝住み続けたい」となるまちづくり 中高年および町民アンケートで85%以上が美幌町を「住み良い」と評価。定住は町民の72.4%、中高生の65.1%が「定住意向」を持つ。現状では住み良さを評価する%と定住意向の%に差がある。住み良さの評価が定住により一層反映されるまちをめざすことが必要 (3)町の特長を再認識し、より高めることで、まちの活力や誇りに結びつける 自然災害の少なさ、交通の要衝(道路・空港)、自然が身近な環境、食の豊さ(美味しさ)、コンパクトシティなど美幌の良さはいろいろありアンケートでも子どもも含め町民が評価。これらの良さに磨きをかけ、地域の活性化や定住促進のアピールポイントにつなげていくことが必要(農業の安定や付加価値向上、観光の滞在化、コンパクトシティの機能化や生活根拠の利便性の向上など) (4)長生きを楽しめるまちづくり 高齢化率が高まるなか、「長生きを楽しめるまちづくり」を引き継ぎつつ、生涯学習や地域活動などで楽しみが持てるようにするなど、長生きを心身ともに楽しめるまちづくりを推進していくことが必要。 (5)まちづくりを支える人を増やし、効果が発揮されるようにすることで、マンパワーを高める スポーツや文化活動、福祉活動、青少年育成などが住民ボランティアにより支えられ活発に行われている。より若い人達や元気な高齢者に呼びかけるなど参加の輪を広げるとともに、縦割りの解消など既存の推進体制の改善により、マンパワーの増加、機能向上が必要。 (6)知恵を出し合って課題を解決していく力を高める 「協働のまちづくり」は、地域住民相互あるいは住民と行政が、情報を共有し、知恵を出し合うことが基本。普段から情報の共有化や課題を一緒に解決していく場面が数多くみられるようにしていくことが必要。

(注)美幌町の課題:「若い世代も住み良さを実感するまちづくり」「『住み良い＝住み続けたい』となるまちづくり」「町の特長を再認識し、まちの活力や誇りに結びつける」「長生きを楽しめるまちづくり」「まちづくりを支える人を増やす」「知恵を出し合って課題を解決していく力を高める」

⇒課題なのに課題と表現しないのも課題では？

4. 総合計画における「まちの将来像」

	八雲町	芽室町	白老町	栗山町	美幌町
計画期間	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成24年度(2012年)～平成31年度(2019年)	平成27年度(2015年)～平成34年度(2022年)	平成28年度(2016年)～平成38年度(2026年)
	10年	10年	8年	8年	11年
名称	新八雲町総合計画	第4期芽室町総合計画	第5次白老町総合計画	栗山町第6次総合計画	美幌町第6期総合計画
めざすべき将来像と考え方	町民と行政が支え合う 協働のまちづくり	みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと 活かに満ちた 協働のまち	みんなの心つながる 笑顔と安心 のまち	ふるさとと栗山です。[まちづくりの合言葉] ～誰もが 笑顔 で、 安心 して暮らすまち～ [まちの将来像]	ひとが つながる 、みらいへ つながる ここにしかない まち びほろ
将来像	■ 道南北部の中心都市にふさわしいまちづくり ■ 人口と雇用が維持されにぎわいのあるまちづくり ■ 町民と行政が支え合う協働のまちづくり	豊かな自然環境と農業を表す「 みどり 」を基盤として、子どもをまち全体で育む「 子どもにやさしいまち 」、高齢者などへの「 思いやりのあるまち 」、産業や人々の「 活かに満ちたまち 」、町民の皆さんと町の「 協働でつくるまち 」という4つの視点に即した将来像を定めます。	“みんなの心つながる” まちの主人公は町民一ひとりであり、町民がまちづくりの担い手として積極的に参加する「手づくりもまちづくり」をめざします。 “笑顔”のまち 誰もが、自分らしく、生きがいをもっていきたいと暮らせる、個性が輝き、元気あふれる“笑顔”のまちをめざします。 “安心”のまち 人と人とのつながりを大切にしながら、お互い尊重し、支えあい、“安心”して暮らすことができるまちをめざします。	町民全体のまちづくりの合言葉を「ふるさとと栗山です。」とします。 目指すべき理想のふるさと栗山の姿を現す「まちの将来像」については「誰もが笑顔で、安心して暮らすまち」とします。暮らしの本質的な豊かさに恵まれた、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指します。	ひとがつながる、人とのつながりを大事にする。。連携を強化していく。 みらいへつなげる。課題を解決しながら、次世代の子ども達に夢がもてる美幌町を継承する。持続可能なまちづくりを進めていく。 ここにしかない!美幌町の絶対的な魅力が光り、地域力が発揮されるまち。ここでしか味わえないことがある。ここが好き、ここが自慢、こんなすごい人がいる、と誇れるまち。

(注) 共通する言葉は何か？

- ・八雲町と芽室町は「協働」
- ・白老町・栗山町・美幌町は「笑顔」「安心」「つながる」「ここにしかない」

論点8: まちの将来像のキーワードは？

5. 総合計画における「基本目標(方針)」と自治基本条例の基本理念との関係性

	八雲町	芽室町	白老町	栗山町	美幌町
計画期間	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)	平成24年度(2012年)～平成31年度(2019年)	平成27年度(2015年)～平成34年度(2022年)	平成28年度(2016年)～平成38年度(2026年)
	10年	10年	8年	8年	11年
名称	新八雲町総合計画	第4期芽室町総合計画	第5次白老町総合計画	栗山町第6次総合計画	美幌町第6期総合計画
めざすべき将来像と考え方	町民と行政が支え合う 協働のまちづくり	みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと 活力に満ちた 協働のまち	みんなの心つながる 笑顔と安心 のまち	ふるさは栗山です。 [まちづくりの合言葉] ～ 誰もが 笑顔で、安心 して暮らすまち ～ [まちの将来像]	ひとが つながる 、みらいへ つながる ここにしかない まち びほろ
自治基本条例の理念	(基本理念) 第3条 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。 (1) 私たちのまちは私たちがつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、 安心して暮らせる住みよい八雲町の実現 をめざします。 (2) 協働の精神を大切に、課題を見いだし、解決に努め、 常に進歩するまちづくり をめざします。 (3) まちづくりを次世代に引き継いでいく 持続可能な地域社会の創造 をめざします。	(前文) 自治の主役である私たち町民と、町長、議員及び職員が将来にわたり共有すべき考え方、自治を実現していくための町政運営の仕組みを具体化し、制度として定めることにより「 芽室町のことは私たち自らが決定しまちを創っていく 」意思を明確にしておく必要があります。 さらに、それぞれの責任と役割を自覚し、協力し合い、共に生きながらまちづくりに取り組んでいくことがますます重要になってきます。 ここに、私たちは、芽室町政の基本的な制度と運営の原則を明らかにします。そして、この条例が定める制度を定着させ、不足するものは補っていくこととし、町民自治と民主主義が息づく「理想郷の芽室」を実現すべく、この条例を制定します。	(基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていくとする意思を明確にし、考え行動することで、 互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現 を目指します。 2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。	(前文) 時代に対応し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが自治の主体であることを認識し、自ら考え、行動するとともに、町民、議会、行政がそれぞれの役割を尊重し、相互に補完し合い、協力して町政を進めていかなければなりません。 主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念 とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。	(基本理念) 第3条 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。 (1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。 (2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、 安心で住む喜びが実感できる美幌町をつくること 。 (3) 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。
総合計画の基本目標	まちづくりの分野別のテーマ 自然・環境分野 豊かで美しい自然を次代に伝える環境のまちづくり 産業分野 雇用が確保される活力ある産業集積のまちづくり 社会基盤分野 道南北部の中心性をより 高めるまちづくり 生活環境分野 安全と心が確保される潤いのあまちなちづくり 保健・医療福祉分野 健やか(すこやか)に充実して暮らせるまちづくり 教育・文化分野 学ぶ心を培い(つちかひ) 豊かな人間性育むまちづくり 住民協働分野 町民と行政が連携・協力する協働のまちづくり	まちづくりの基本目標 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり すべての町民の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、支え合いながら、子どもからお年寄りまでがともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり 農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核としたまちづくりを進めます。 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり 本町の豊かな自然環境と景観の保全を図るとともに、新たなエネルギーの活用に向けた研究や、こみの減量化・リサイクルを進め、環境と調和した快適で安全かつ安心なまちづくりを進めます。 4 個性的で心豊かな人と文化を育む(いこむ)まちづくり 教育、文化、スポーツの振興による心豊かな人づくりと文化を育んでいくとともに、他地域との交流を通じた魅力ある地域の形成を図ります。	まちづくりの基本方針 ＜基本方針1 生活・環境＞ ◆ 人と環境にやさしい 人と環境にやさしい 安全で快適に暮らせるまち ＜基本方針2 健康・福祉＞ ◆ 支えあい みんなが健やかに安心して暮らせるまち ＜基本方針3 教育・生涯学習＞ ◆ 生きる力を育み 生きがいを実感できるまち ＜基本方針4 産業＞ ◆ 地域資源を活かした 個性あふれる産業のまち ＜基本方針5 自治＞ ◆ 人と人との理解と信頼による協働のまち	まちづくりの基本理念 ① 情報共有のまちづくり まちの将来像や政策等の目標・成果などを町民が共有できるよう、適切な町政情報の公開・提供を前提としたまちづくりを推進します。 ② 町民参加のまちづくり 町民一人ひとりが主体的に参加・参画するまちづくりを推進します。また、町民が政策等の形成過程に参加できる機会の充実を図ります。 ③ 連携・協働のまちづくり 重点政策方針に基づく分野横断的な政策展開など、町民相互、町民と行政が連携・協働するまちづくりを推進します。 ④ 持続可能な自律したまちづくり 地方分権時代に対応した自律したまちづくりを推進するとともに、町財政の健全運営と個性的で効果的な政策展開を両立した、持続可能なまちづくりを推進します。	基本目標 基本目標1 創 (つくる) 人を創り、地域力を高めるまちづくり 基本目標2 護 (まもる) 自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり 基本目標3 活 (いかす) まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり 基本目標4 集 (つどう) 住みやすく、ひとが集まる基盤をつくるまちづくり 基本目標5 育 (そだてる) 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

(注) 八雲町の総合計画策定時には自治基本条例は未制定

論点9: 自治基本条例の基本理念と総合計画の基本目標は関連しているか？

IV. 総合計画の工夫

(参考)栗山町第6次総合計画(基本計画)の政策体系

1. 政策の重点プロジェクト化

特徴ある4つの 重点プロジェクト



福祉や医療、教育、産業など分野別の個別政策に加え、栗山町の将来を見据えた特徴あるまちづくりを進めるため各分野を横断する「4つの重点プロジェクト」を検討しています。

① 子どもたちの笑顔が輝くまち (若者定住対策)

若者世代の生活満足度を高める、子育て・教育環境のさらなる充実を図るとともに、移住・定住促進に向けた取り組みを進め、「子育てするなら栗山で」と町内外に認知される、生活ブランド力のあるまちづくりを推進します。



① 若者世代が移住・定住しやすい環境をつくります。

- 子育て情報の総合的な発信
- 移住体験の機会づくりの推進
- 若者世代が求める住環境・雇用環境づくりの推進
- 都市圏への交通アクセス向上

② 安心して子育てができる環境をつくります。

- 子育て家庭の医療費等支援
- 子育て・発達支援や保育サービス等の充実
- 子どもの生活習慣・健康づくり支援
- 公園施設の安全確保と利便性の向上

③ 特色ある教育環境をつくります。

- ICT教育・英語教育の充実
- 児童生徒の学力向上推進
- スポーツ・文化活動支援
- 地域資源を活かした「ふるさと教育」の充実
- 栗山高校生徒の各種資格取得支援

② 生涯を自分らしく暮らすまち (健康寿命延伸)

町民全体の健康づくり意識を高め、心身の健康度が高い町民が、生涯にわたって自分らしく、心豊かな暮らしができるようにするとともに、元気な高齢者がまちづくりの担い手として社会に参加し、活躍できるまちづくりを推進します。



① 町民全体の健康意識を醸成します。

- 町民・関係団体などと連携した、自身の健康管理に関する意識の高揚の推進
- 地域や企業・団体の健康づくり活動支援

② 生活習慣改善と疾病予防を推進します。

- 妊娠期・乳幼児期からの生活習慣づくりの推進
- がん検診・特定健診の受診率向上
- 要介護状態発生を防ぐ介護予防の推進
- 運動習慣づくりと生涯スポーツの推進

③ 高齢者による社会参加の環境づくりを推進します。

- 高齢者の多様な学びの機会づくりの推進
- 高齢者の居場所・活動の場づくりの推進
- 高齢者の生活・活動の移動手段の確保

③ 人と自然が共生するまち (自然環境保全・再生)

子どもたちの教育環境づくりのため、町民全体で身近な自然・里山環境を保全・再生する運動を推進します。また、自然・里山環境を活かした「ふるさと体験教育」や、都市農村交流事業を展開し、全国に里山ブランドを発信します。



① 自然教育中長期ビジョンを策定し、推進体制を整備します。

- 町民参加による自然教育中長期ビジョン・推進計画の策定
- プロジェクトの中心的な担い手(リーダー)の確保・育成

② 町民参加の自然・里山環境保全・再生運動を推進します。

- 保全・再生運動に関する町民への情報発信
- 自然関係団体による環境保全・再生活動支援
- 町民が環境保全・再生運動に参加できる機運・機会づくりの推進

③ 自然体験教育プログラムの充実を図ります。

- 児童生徒による「ふるさと自然体験教育」プログラムの充実
- 町外学校機関の受入など、グリーン・ツーリズム等と連携した都市との交流事業を推進

④ 地域の潜在力を活かすまち (産業活性化対策)

基幹産業である農業の基盤を活かし、商工業と連携した6次産業化の推進や、観光・交流産業の活性化を図ることで、雇用の場の創出や、交流人口拡大、多面的な経済効果の創出など、地域資源を活かしたまちづくりを推進します。



① 農業基盤を活かした6次産業化を推進します。

- 6次産業化に取り組む事業所などの支援
- 果の活用などの新たな特産品開発・販路拡大
- 農産物を活かした企業の立地促進

② 地域資源を活かした観光・交流産業づくりを推進します。

- 観光振興計画の策定及び推進体制の整備
- 自然・農村環境を活かした都市農村交流(交流人口拡大と多面的な経済効果の創出)の推進

③ 各産業の担い手育成を推進します。

- 農業の担い手育成の推進
- 空き店舗対策を含めた商工業の担い手育成の推進

(注)重点プロジェクトは住民のアジェンダの実現

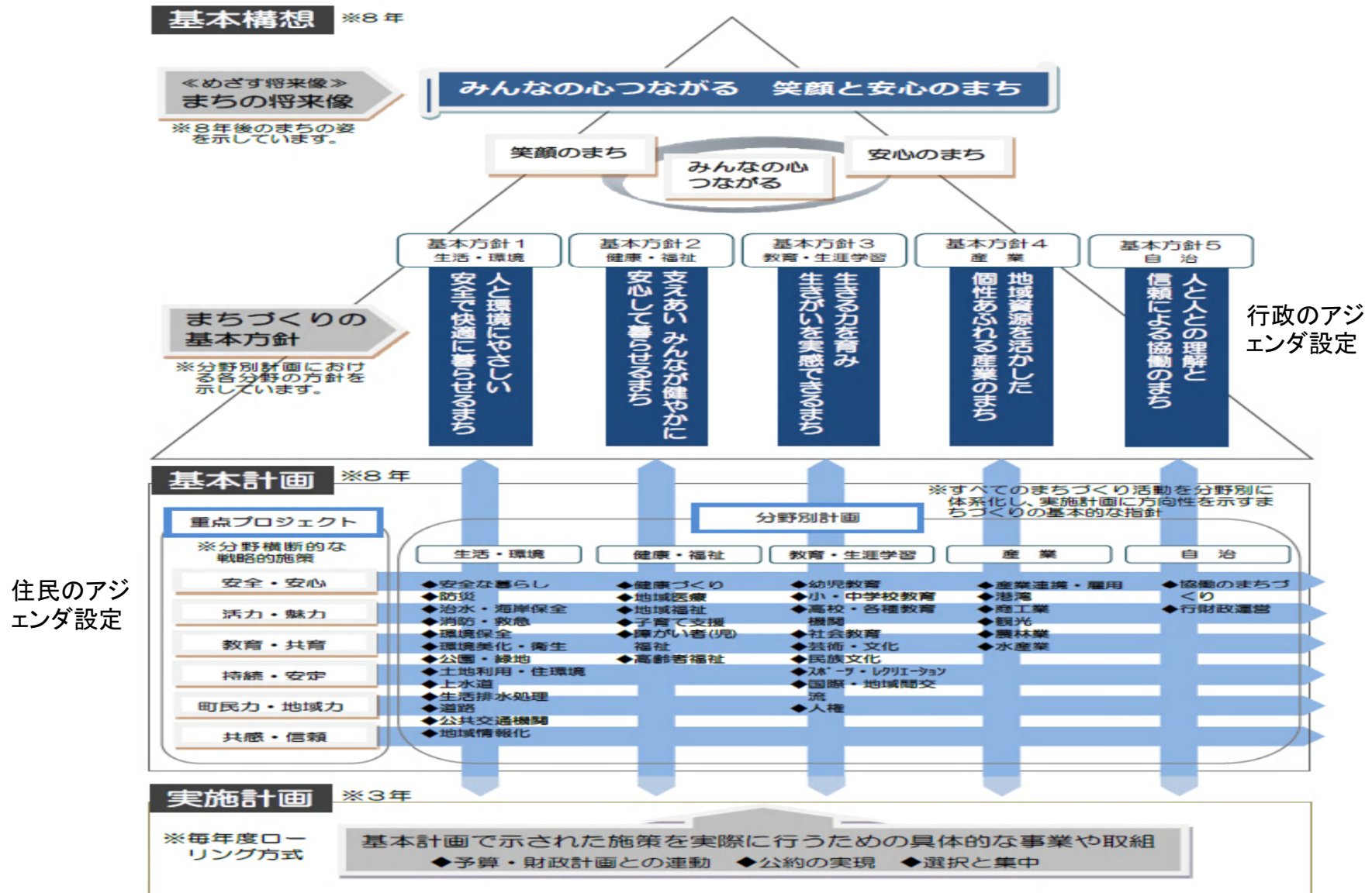
2. 栗山町第6次総合計画(基本計画)の重点プロジェクトと分野別計画のクロス

分野別計画 (ふるさとづくり) 重点プロジェクト (こんなまちに)	生活・環境	教育	医療・保健・福祉	産業	都市基盤	地域経営	
	安心して暮らせるふるさとづくり	人々が輝くふるさとづくり	健幸に暮らせるふるさとづくり	賑わいと活力あるふるさとづくり	快適でやすらぐふるさとづくり	みんなが主役のふるさとづくり	
	(1)ごみ処理 (2)環境・エネルギー (3)防災 (4)消防・救急 (5)生活安全	(1)学校教育 (2)生涯教育 (3)自然環境教育 (4)スポーツ (5)芸術・文化 (6)国際・地域間交流	(1)保健 (2)地域医療 (3)児童福祉 (4)高齢者福祉 (5)地域福祉 (6)障がい者福祉	(1)農林業 (2)商工業 (3)観光・交流産業 (4)雇用環境	(1)道路・交通 (2)住宅・住環境 (3)上・下水道 (4)河川 (5)街なみ・景観	(1)コミュニティ活動 (2)行政経営 (3)情報共有と町民参加	
	25事業	53事業	30事業	23事業	32事業	27事業	190
1. 子どもたちの笑顔が輝くまち (若者定住対策)		9事業	6事業	3事業	5事業	1事業	24
2. 生涯を自分らしく暮らすまち (健康寿命延伸)		3事業	12事業		1事業		16
3. 人と自然が共生するまち (自然環境保全・再生)		13事業			1事業		14
4. 地域の潜在力を活かすまち (産業活性化対策)				11事業			11
65	0	25	18	14	7	1	35

(参考)第5次白老町総合計画(基本構想・基本計画)

2. 重点プロジェクトと分野別計画とのクロス

《第5次総合計画の概要》



(参考)美幌町第6期総合計画(基本計画)の政策体系(一部)

(政策)

(施策)

創

基本目標1

人を創り、地域力を高めるまちづくり

政策間の
つながり
の意味が
不明

1-1 町民との協働によるまちづくり

- (1)町民主権による自治の推進
- (2)まちづくり活動の促進
- (3)コミュニティ活動の促進
- (4)地域活力の基盤となる集会室の整備
- (5)広報の充実
- (6)広聴の充実
- (7)情報公開の推進
- (8)人権を尊重したまちづくり
- (9)男女共同参画社会の推進
- (10)自衛隊美幌駐屯部隊の存置活動の強化
- (11)自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立
- (12)自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成
- (13)自衛隊駐屯部隊の充実整備

1-2 持続可能な行財政システムの確立

- (1)行政組織の活性化
- (2)行政運営、行政サービスの効率化
- (3)総合計画の管理、行政評価の推進
- (4)美幌版総合戦略の着実な推進
- (5)健全な財政運営の推進
- (6)行政改革の推進
- (7)危機管理体制の充実
- (8)情報セキュリティの強化
- (9)広域行政の推進

1-3 国際・国内交流の推進

- (1)国際交流の推進
- (2)国内交流の推進
- (3)移住・定住の推進

1-4 地域の安全対策の充実

- (1)交通安全施設の整備
- (2)交通安全活動の推進
- (3)防犯対策の推進
- (4)犯罪を防ぐ環境整備

1-5 公共交通の充実

- (1)総合的な公共交通体系の構築
- (2)鉄道の充実・確保
- (3)バス路線の充実
- (4)乗合タクシーの利用促進
- (5)女満別空港の利便性向上

1-6 地域の情報化の推進

- (1)情報化の基盤整備
- (2)情報通信の活用推進

1-7 防災体制の強化

- (1)防災体制の充実、強化
- (2)自助的活動の促進

1-8 消防・救急体制の強化

- (1)常備消防体制の充実
- (2)火災予防広報活動の推進
- (3)消防団の充実
- (4)救急体制の強化
- (5)救命に関する技術や知識の普及
- (6)消防施設の整備

- 基本目標1 創 (つくる) 人を創り、地域力を高めるまちづくり
 基本目標2 護 (まもる) 自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり
 基本目標3 活 (いかす) まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり
 基本目標4 集 (つどう) 住みやすく、ひとが集まる基盤をつくるまちづくり
 基本目標5 育 (そだてる) 夢を育む体験! あたたかい人をつくるまちづくり

(注)重点プロジェクトと分野別計画との区分がない

(参考)第6次小牧市総合計画新基本計画より

3. 数値指標(目標値)の設定

7 進捗状況を測定するための指標一覧

<市政戦略編>

都市ヴィジョン1 『こども夢・チャレンジNo. 1都市』			
戦略1 こどもの夢を育み、夢へのチャレンジをみんなで応援するプログラムの展開			
重点事業1－1 (仮称) 地域こども子育て条例の制定			
指標の設定なし			
重点事業1－2 夢・チャレンジ応援制度の創設			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
基金に積み立てられた寄付金額*		—	—
重点事業1－3 夢を育む環境の創出			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
夢育み事業に参加したこどもの数		—	2,600 人
都市ヴィジョン2 『元気創造都市』			
戦略2 次世代成長産業を含むバランスの良い産業集積の形成			
重点事業2－1 企業立地の推進			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
次世代成長産業分野に属する新規企業の累計数		0 件	3 件
都市ヴィジョン3 『支え合い共生都市』			
戦略3 在宅医療・介護、見守り体制の構築			
重点事業3－1 在宅医療の推進			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
在宅で医療を受けている市民の数		286 人(H25 年度)	480 人
在宅で看取りを受けた市民の数		—	200 人
都市ヴィジョン2と都市ヴィジョン3の関係について			
戦略4 “元気”と“支え合い”の地域循環による「都市の活力」と「暮らしの安心」の創造			
重点事業4－1 (仮称) ありがとう地域ポイント制度の創設			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
1 年間に地域活動ポイントを受け取った人の数*		—	—
重点事業4－2 市内限定商品券の流通拡大			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
市内でプレミアム商品券が使える店舗数		588 店	633 店
重点事業4－3 地域協議会の設立による地域活動の活性化			
指標		基準値	目標値 (H30 年度)
地域協議会が組織された数		—	16 組織

※：目標値は制度設計中のため「—」。制度創設後に設定します。

数値目標を明示することで、計画の達成状況を検証可能となる

(参考)第6期美幌町総合計画基本計画素案より

3-7 地域特産品の振興

現状と課題

本町では、農産物等を用いた地方資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップに繋げる必要があります。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。

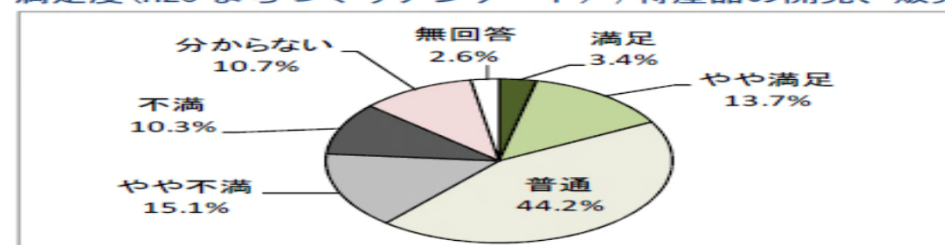
今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

基本的な考え方と指標

○本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。

数値目標を明示することで、計画の達成状況を検証可能となる

満足度 (H26 まちづくりアンケート) / 特産品の開発、販売



住民ニーズを数値化することで事業の客観性(外部化)が担保される

指標名	現在値		前期 (H30)	中期 (H34)	後期 (H38)
新たな特産品などの開発件数	H26	1 件	3 件	5 件	7 件

※目標値は累計

施策

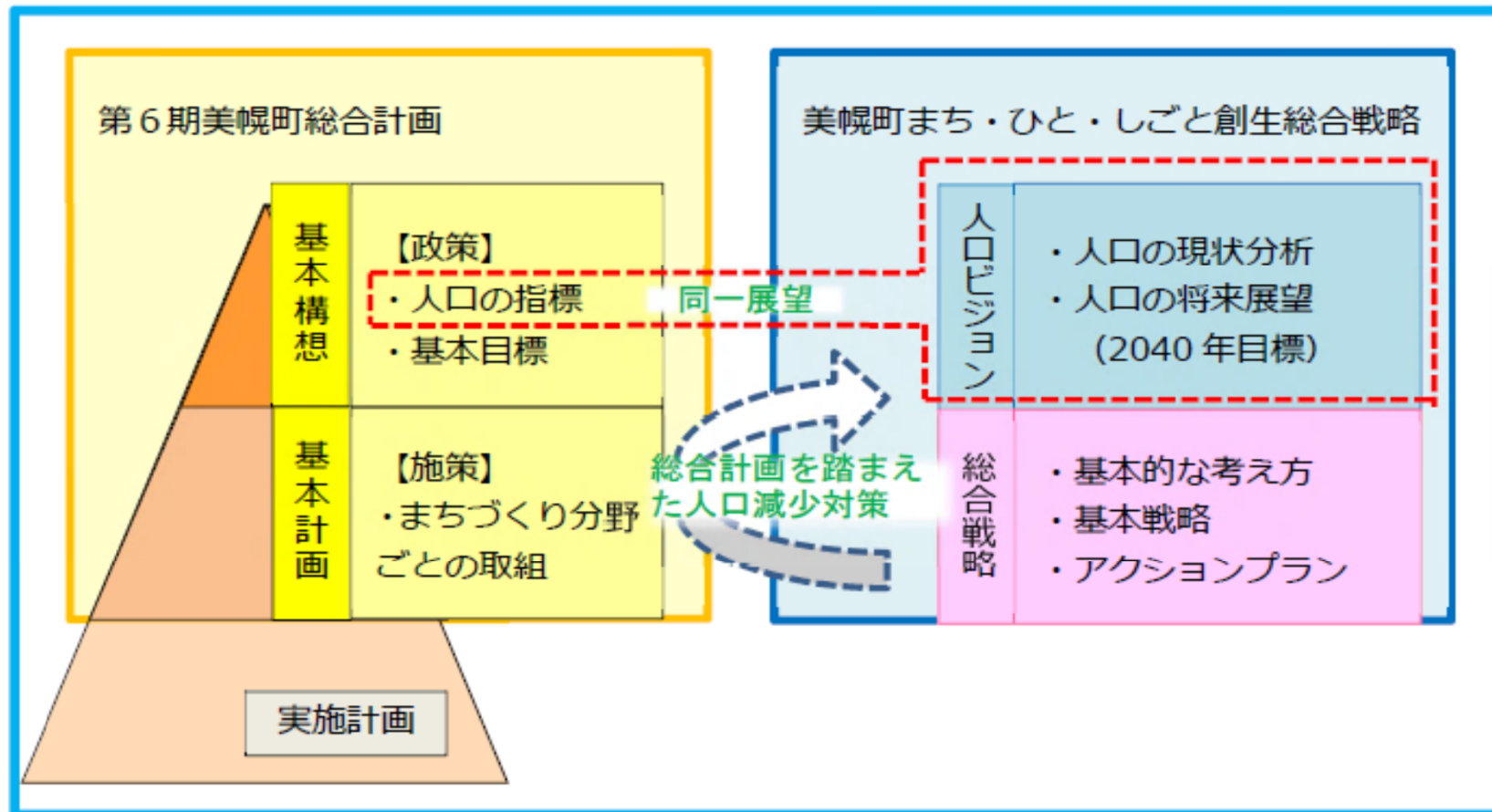
施策の区分		施策の内容
(1) 地域特産品の開発・育成	①研究機関、大学等との連携による開発支援 【商工観光G】	オホーツク圏地域食品加工技術センターなどの関係研究機関・大学等との連携により、農畜産物をはじめ地域資源を活用した特産品の開発を支援します。

(注)数値目標を明示することで計画の達成状況を検証できる。⇒行政の説明責任が発生する。

(参考) 美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)H27.9 美幌版総合戦略

総合戦略の位置付け

美幌町の総合的な振興・発展を目的とした最上位計画である第6期美幌町総合計画が、平成28年度を始期として策定されることを受け、その政策・施策の方向性を踏まえながら、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日法律第136号)」の目的に則り、美幌町人口ビジョンにおいて展望した将来人口に向けて、人口減少対策・地方創生を目的として策定しています。



(参考)美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)H27.9 美幌版総合戦略

(2)数値目標と重要業績評価指標(KPI)によるPDCAサイクルの展開

美幌版総合戦略は、中長期を見通した「美幌町人口ビジョン」の将来人口展望値を目指すため、5カ年の戦略を策定し実行します。そのため、基本戦略とそれに盛り込む具体的な施策について、地域課題の抽出や地域経済分析システムを活用したデータ分析などにより、それぞれ目標値を定め、改善する仕組みを確立することで、高い実効性を確保します。

①数値目標

美幌町の人口の現状と将来展望を踏まえ、基本戦略ごとに「数値目標」を設定します。これは、基本戦略に盛り込む施策を実行した結果、住民にもたらされる便益(＝アウトカム)に関する目標となっています。

②重要業績評価指標(KPI)

基本戦略に盛り込む施策について、その目標の達成度合いを検証するための客観的な指標＝「重要業績評価指標(KPI)」を設定します。これも、原則として「数値目標」と同様、アウトカムに関する目標となっています。

③PDCAサイクル

効果的な総合戦略を確保し継続していくために、設定した数値目標等を基に、実施した施策の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを確立します。

その効果検証・改訂に当たっては、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定組織において実施します。

4 住み続けたいと思える生活環境を整える

【数値目標】

指 標	数値目標	備 考
「美幌町に住み続けたい」と思う人の割合	85%	平成 31 年度 (平成 26 年度 72.4%)
若年世代 (10 代～30 代) の「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と思う人の割合	80%	平成 31 年度 (平成 26 年度 75.2%)

【基本的方向】

美幌町が高い持続性・自立性をもって次世代につなげていくためには、住民にとって住み続けたいと思える生活・定住環境が必要です。平成 26 年に実施した町民アンケートによると、年齢が下がるにつれて住みごこちの良さの割合が下がる傾向にありました。とくに 10 代～30 代までの若年層では 8 割を切る結果となっていることから、産官学等と若者が連携し、若者世代が将来を見据えた住みよいまちづくりを自ら考え、実践する体制を整えます。同時に、全国的に問題となっている空き家・空き店舗の活用を推進するとともに、魅力的な中心街を創出し、消費拡大を支援します。

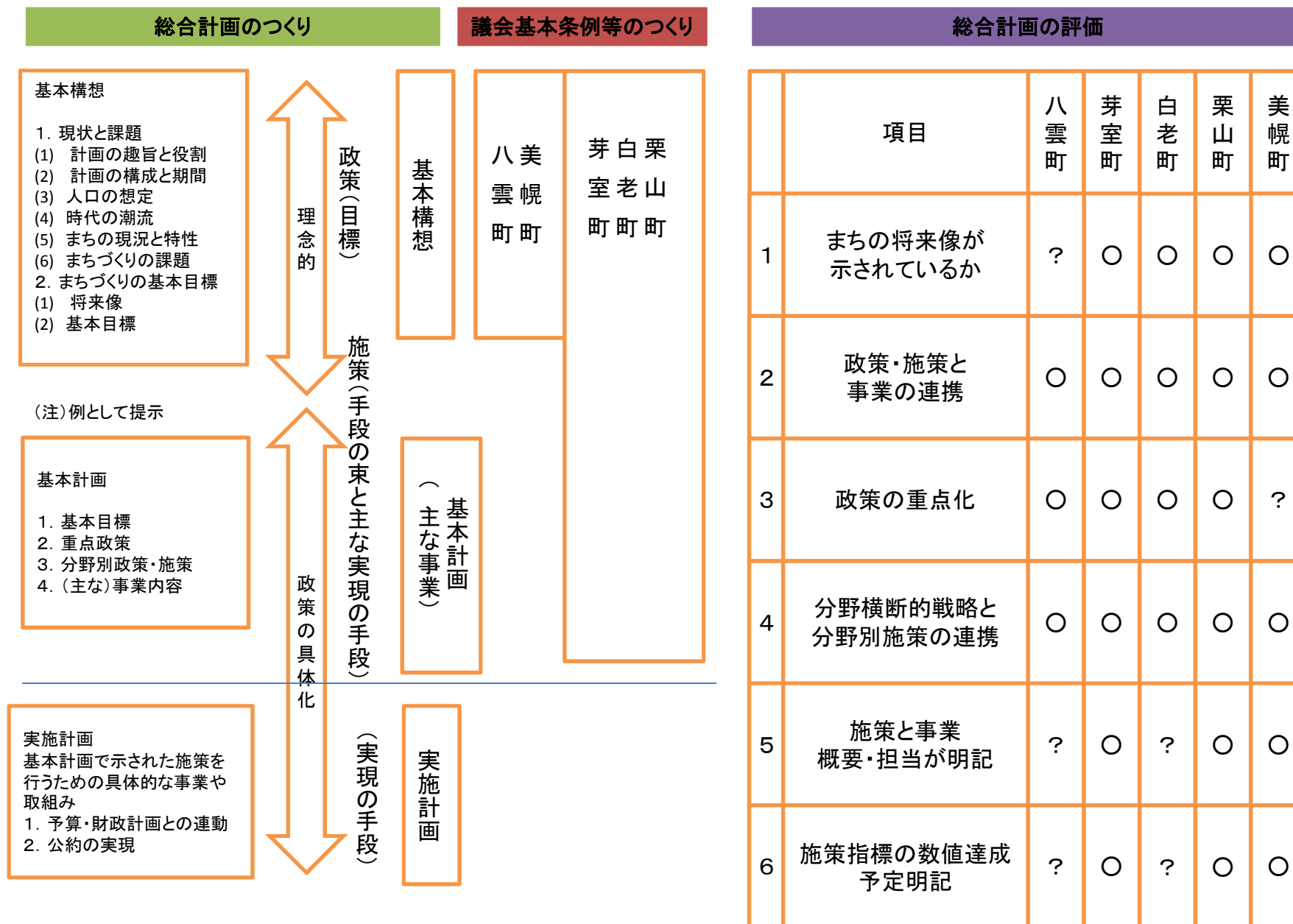
地域や未来を担う「人づくり」と経済活性化による「しごとづくり」を好循環させる「まちづくり」を推進し、美幌町が全ての住民にとって住みよいまちとなることを目指します。

【具体的な施策と重要業績評価指標】

施 策	施策内容と主な事業	重要業績評価指標 (K P I)
地方における経済・生活圏の形成	住民の定住思考と住みよさを創出するため、町内の各団体と連携し商店街の活性化を促すとともに、空き店舗等の解消を促進します。 (主な事業) ・ 空き店舗活用事業 ・ がんばる商店街応援事業 (再掲) ・ 元気な起業家応援事業 (再掲) ・ 美幌町商店街活性化事業 (再掲) ・ 空き家バンク制度 (再掲) ・ 消費喚起プレミアム商品券発行事業 ・ 住宅リフォーム促進事業	空き店舗数活用件数：10 件 (平成 27～31 年度累計) (実績：平成 26 年度 3 件)

※重要業績評価指標とは、目標の達成度合いを検証するための客観的な評価指標のこと

4. 総合計画の評価



V. 総合計画の論点

論点1:なぜ、総合計画は「絵に描いた餅」になるか？（組織の課題）

⇒首長（リーダーシップ）は選挙において責任を負うが、原案を作成する行政職員には責任が及ばない。

論点2:右肩下がりの経済成長、少子化による人口減少、高齢化と税収の減少、地域社会の安全安心の維持等社会環境の変化に総合計画（長期計画）が対応できていない。

⇒長期計画が必要か？⇒10年・20年後の財政推移、人口推計を見た地域経営の必要性は？

論点3:総合計画（基本構想＝理念 基本計画＝手段の束）（具体的事業内容がないもの）を議会が議決（関与）することの意味？

⇒総合計画への議会の関与とは？ ⇒長期的視点から議会が議論の火付け役になる

論点4:基本構想・基本計画と毎年の実施計画との不連続性（予算付けに関係性がない）がある。

⇒基本計画（施策）に（主な）事務事業を記載することで、不連続性を解消する。

論点5:基本計画の期間が基本構想10年の半期 5年か、首長の任期 4年に合わせるか？

⇒法律の改正により基本構想10年の根拠が失っており、首長が選挙を通じ主張したまちのあるべき姿（政策）とリンクした形で、まちの総合計画や予算が執行される仕組みが分かりやすい。

論点6:基本構想の意味は？ 基本構想と基本計画を分離か ？基本構想と基本計画を一本化か？
(議会議決との整合？)

⇒基本構想の意味は、まちのあるべき姿を明らかにする目的で策定される。したがって、今のまちの現状と課題を踏まえ、こうありたいという理想(まちのあるべき姿)を定めたものが基本構想であり、意味は非常にある。また、基本計画は現実(まちの課題)を理想(まちのあるべき姿)に導くための施策(手段の束)と事業(実現手段)を明らかにしたものである。

論点7:市民参加で総合計画(基本構想・基本計画)が10年・5年に1回で策定されるが、市民参加は10年・5年に1回であること、行政が作成した総合計画原案に市民意見を取り入れる方法(審議会・パブリックコメント等)も形式的であり、市民参加が形式的参加となっていないか？

⇒総合計画(基本構想・基本計画)の市民参加が形式とならないためには、基本計画に数値目標を設定することで、実施計画や政策評価を拘束することになるので、予算案の審議において議会が基本計画のチェックが行われること、市民参加による外部評価により実現の度合いが議論できる。したがって、行政の説明責任が常に求められることが重要である。

論点8:まちの将来像のキーワードは？

論点9:自治基本条例の基本理念と総合計画の基本目標は関連しているか？

⇒芽室町:自治基本条例は町政運営に関する最高規範、総合計画は町の政策を定める最上位の計画

⇒白老町:自治基本条例は自治制度の最上位の条例、総合計画は政策執行の最上位の計画